

令和 7 年第 1 回大衡村議会定例会会議録 第 1 号

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日） 午前 10 時開会

出席議員（12 名）

1 番 山本 信悟	2 番 早坂 美華	3 番 鈴木 和信
4 番 小川 克也	5 番 佐野 英俊	6 番 赤間しづ江
7 番 文屋 裕男	8 番 細川 運一	9 番 遠藤 昌一
10 番 佐々木金彌	11 番 石川 敏	12 番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	教 育 長	丸田 浩之
代 表 監 査 委 員	和泉 文雄	総 務 課 長	早坂紀美江
企 画 財 政 課 長	渡邊 愛	住 民 生 活 課 長	森田祐美子
税 務 課 長	三塚 利博	健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司
産 業 振 興 課 長	浅野 宏明	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
学 校 教 育 課 長	佐野 克彦	社 会 教 育 課 長	堀籠 淳
指 導 主 事	福田 美穂	会 計 管 理 者	亀谷 明美
子 育 て 支 援 室 長	小川 純子		

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠緋沙子	次長	小原 昭子
------	-------	----	-------

議事日程（第 1 号）

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 7 年第 1 回大衡村議会定例会を開会いたします。

これより、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は配付のとおりです。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番、小川克也君、5 番、佐野英俊君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 14 日までの 11 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より 3 月 14 日までの 11 日間と決定いたしました。

日程第 3 施政方針

議長（高橋浩之君） 日程第 3、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和7年第1回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より村政運営に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和7年度一般会計予算をはじめとする提出議案をご審議いただくに当たり、村政運営の考え方と議案の概要について、議員の皆様にご説明をさせていただきたく、なお一層のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

昨年元旦に発生いたしました能登半島地震から1年、1995年1月17日に発生の阪神淡路大震災から30年、そして未曾有の被害をもたらした東日本大震災は2011年3月11日の発生から間もなく14年となります。

被災した自治体は、被害発生時の混乱の中で対応を余儀なくされておりますが、今までの経験を生かしながら、復旧・復興に向けて、自治体としての役割を果たさなければなりません。

また、岩手県大船渡の大規模山林火災は、7日間にも及び、いまだ全体的鎮火の見通しがついておりません。2,100ヘクタール、1,896世帯、4,596人に避難命令を指示しており、住宅建物被害は少なくとも84棟、不安な時間を過ごしていると新聞記事、ニュースやテレビを見るたびに胸が痛む思いでございます。

改めて災害時の備えや対応について再確認し、有事の際には、各関係機関との連携を図りながら対応に努めてまいります。

国は、日本経済をデフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済への新たなステージに移行するため、日本経済、地方経済の成長物、価高の克服、国民の安全・安心の確保を総合経済対策の3つの柱として掲げ、新たな地方創生の展開に向け、令和6年度補正予算により速やかな関連予算の実施と、引き続き令和7年度予算で切れ目のない財政運営を行うこととしてございます。

さらに、令和7年度地方財政課題に対し、地域経済の好循環、持続可能な地域社会の実現を目指し、DXの推進や、防災・減災、子ども・子育て支援等の重要課題への対応、また、社会保障関連費等の増加が見込まれる中、行政サービスを安定的に確保できるよう、地方の一般財源総額の確保、マイナンバーカードの利活用の拡大による住民サービスの利便性向上、自治体情報システムの標準化・共通化など、地域DXの推進と財政マ

ネジメントの強化の3つの対応策を示しています。

このような中で、本村の令和7年度当初予算（案）は、自治体情報システムの標準化対応や、五反田住宅北1号棟の解体工事、デマンド型交通本格運行などにより、昨年より8,000万円、1.7%増の計上となりました。

村税は、令和6年度の収入見込みを参考に6.5%増としており、これまでと同様に課税客体の的確な把握に努めるとともに、宮城県地方税滞納整理機構と連携を図りながら、滞納税額のさらなる縮減に努めてまいります。

地方交付税は、国の予算では1.6%の増となっておりますが、令和6年度の収入見込額等を勘案し、13.9%減の5億6,000万円としております。

なお、臨時財政対策債は、国では平成13年度の制度創設以来初めて発行しない方針であることから、計上を見送ってございます。

以上のような状況から、令和7年度一般会計当初予算（案）は、総額47億3,000万円で、前年度当初予算と対比いたしますと、8,000万円の増となる予算を編成したものであります。

次に、各種会計の当初予算案についてであります。

国民健康保険事業勘定特別会計は、前年度比1.6%増の5億7,700万円、介護保険事業勘定特別会計は4.2%増の6億5,100万円、後期高齢者医療特別会計は9.4%増の7,000万円となっております。

下水道事業会計は、3条予算が3億6,000万円、4条予算が1億9,163万2,000円、水道事業は3条予算が1.5%増の2億4,160万円、4条予算が70.7%減の9,319万5,000円で、6会計の総額は69億1,442万7,000円となり、前年度当初予算対比で9,335万3,000円減、率にして1.3%の減となる予算を編成いたしました。

みんなが快適に暮らし続けられるまちづくり

①として、土地活用について

第二仙台北部中核工業団地では、新たな工場の操業が見込まれるほか、今年4月には松の平3丁目地内に約30ヘクタールの工業用地が分譲開始されることになっており、今後も就業人口の増加が見込まれるなど、職住近接型の住宅需要が高まっていることから、新たな住宅系土地利用の確保や、生活関連施設等求められる住民ニーズや、企業ニーズを的確に把握しながら、魅力ある土地活用が図られるよう、民間開発の誘導と適正な地区計画制度の運用に努めてまいります。

市街地整備について

本村では国道4号拡幅事業により、課題となっている沿線地域コミュニティの維持を踏まえながら、さらには今後の企業立地による将来的な需要を見据え、住宅地、商業地、工業用地を含めた新たな街並みの形成ができるよう、河原・座府地区への新たな地区計画の策定に向け、昨年から地権者の皆様と意見交換を進めてきたところです。これまでの意見交換の結果を踏まえ、今年度中に地区計画を定め、運用を開始できるよう、関係機関との協議を進めてまいります。また、住民の皆様に早期にご提示できるよう進めてまいります。

交通体系について

令和3年10月から試験運行を実施してまいりましたデマンド型交通につきましては、4月1日から業務委託による本格運行を開始予定であり、これまで以上に安全・安心で住民の皆様が利用しやすい、使い勝手のよい暮らしの足となるよう努めてまいります。

国道4号4車線化事業につきましては、さらなる事業促進が図られるよう、県内国道4号沿線市町村及び立地企業と連携し、早期完成に向け、強力に要望活動を実施してまいります。

県道大衡仙台線につきましては、北四番丁大衡線街路事業として事業化され、これまで測量調査設計や用地測量が進められており、令和7年度は用地買収や、物件補償契約が進められる予定となっております。

当該路線は、仙台中心部へのアクセス道路として利便性の高い道路であり、昼夜人口比率の高い本村にとりましては、渋滞対策に極めて重要な路線でありますので、早期に工事着工されるよう、県道大衡仙台線建設促進協力会や地元立地企業の協力もいただきながら要望してまいります。

村道の整備につきましては、令和7年度において、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、尾西2号線改良舗装事業、五反田団地線改良舗装事業、沓掛団地線改良舗装事業を実施し、緊急自然災害防止対策事業債を活用した平場線側溝改良事業を、また令和6年度補正予算で事業化いたしました海老沢持足線改良舗装事業についても社会資本整備総合交付金を活用し、進める計画であります。

通学路の安全確保につきましては、通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者、教育委員会及び警察等関係機関による合同点検を定期的の実施し、必要に応じた安全対策を講じてまいります。

橋梁の老朽化対策につきましては、予防保全型インフラメンテナンスとして、橋梁点検結果を踏まえた補修設計及び修繕工事を年次的に計画し、令和7年度は長原橋の長寿命化対策を講じてまいります。

生活環境について

人口減少社会への対応としての移住・定住対策といたしましては、空き家バンクの推進、地域おこし協力隊の活用をはじめ、おおひらむら若者世帯定住促進補助金とおおひらむら三世代同居促進補助金の2つの制度については、補助金額の見直しは行ったものの、令和7年度も継続して実施することとしました。

また、新たに年間返還額の3分の2、最大20万円を5年間補助する奨学金返還支援制度も創設し、将来の大衡村を担う新たな若者世帯の増加を図るとともに、若者のUターンや三世代が互いに支え合える環境づくりを促進することで、地域の活性化を図ってまいります。

大衡村定住促進住宅につきましては、立地企業の社宅利用も可能となるよう入居基準を見直したところではありますが、入居率が8割程度であることから、引き続き効果的な広報活動に努めるとともに、適正な住宅管理に努めてまいります。

村営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、全体の管理戸数、適正化を図るため、老朽化した五反田北住宅1号棟の解体工事を計画しております。

水道事業につきましては、人口減少社会や水事業の減少等、水道事業が抱える課題への取組として、広域連携や共同化の検討を宮城県及び県内市町と連携して取り組むこととしており、令和7年度は宮城県及び福島県の10市町で連携し、衛星を活用した道路管理の漏水調査を実施する計画としております。

下水道事業につきましては、村全体計画及び事業計画等を適切に見直しを行い、村のまちづくり政策と整合を図りながら、計画的な事業促進を図ってまいります。また、下水管渠やポンプ場の施設の良好な維持管理に努めてまいります。

なお、国道4号の拡幅事業に関連し、進めております下水道施設の移設工事についても、国と連携を図りながら、国道4号拡幅工事の進捗状況に合わせ対応してまいります。

また、北四番丁大衡線整備事業についても、下水道施設の移設が必要になることから、宮城県と調整を図りながら対応してまいります。

戸別合併処理浄化槽設置につきましては、水洗化が75.2%となっており、現在408基を管理しております。令和7年度は新たに設置基数5基を予定し、生活環境の改善と水

質保全に努めてまいります。

万葉クリエートパークにつきましては、さらなる施設の魅力度を高めるべく、令和6年8月にキャンプ場をオープンさせ、令和6年度はトイレを整備いたしました。オープン1年目は、当初の目標とした利用実績を達成することができませんでしたので、その結果を検証しながら、実績や整備効果を上げる方策や、今後の運営の在り方を検討し、村の魅力ある施設と成長させられるよう、引き続きPR活動等に努めてまいります。

パークゴルフ場につきましては、令和7年度から村内在住の小・中学生の利用料を全額免除し、パークゴルフに触れる機会の拡大を図りながら、利用者の底辺拡大に努めてまいります。

毎月1回の村民無料開放につきましても、幅広い世代の方々に健康増進と親睦融和の場としてご利用いただけるよう、またパークゴルフ人口の増加が図られるよう、継続してまいります。

防犯・防災について

村内の死亡事故ゼロの日数は本日で1,790日となり、これもひとえに大和警察署をはじめ交通安全指導隊など、関係団体の活動のたまもので、改めて感謝を申し上げる次第であります。

また、消防団数が減少傾向にある中、女性消防団員の募集も積極的に行い、このたび3月1日に2分団に女性消防団員が入団いたしました。消防団の機能充実を図りつつ、消防署との連携を密にしながら、火災予防に万全に期してまいりたいと考えております。

自然災害は、思いがけないときに、思いがけない場所で被害に見舞われることが多いことから、今後の災害に備え、令和7年度は地域住民や関係機関が一体となり、村全体での総合防災訓練を開催する予定としてございます。

また、小学生を対象とした体験型防災教室を引き続き開催し、防災意欲の高揚を図ってまいります。

国では、令和8年度から地域単位で細分化して情報を発信できるよう、全国瞬時警報システム、Jアラートのシステム改良を予定しておりますので、村では令和7年度に緊急情報の受け手となる新型受信機への更新を行い、有事の際に村民が迅速かつ確実な避難が行えるよう、体制整備を図ってまいります。

昨年元旦に発生した能登半島地震では、木造住宅の倒壊により被害が甚大であったのが特徴でありました。このような大規模震災に備え、少しでも人的被害を抑えるために

は、古い住宅、木造住宅の耐震化等が必要であり、村では国や県の補助制度を活用し、木造住宅の耐震診断や耐震改良に要する費用、危険ブロック塀の除去に要する経費の一部について補助金を交付する制度を創設しております。

防衛施設周辺環境について

演習場に起因する障害の防止事業をはじめとして、今後も関係機関との連携による対策を進めるとともに、防衛省予算の補助事業を積極的に取り入れながら、ソフト・ハード両面において、諸事業の推進に努めてまいります。

なお、在沖縄米海兵隊による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施に係る令和7年度訓練計画が1月14日に公表され、王城寺原演習場では、令和8年1月から3月までの第4四半期に通算22回目となる訓練が予定されておりますので、国に対し安全対策等に配慮するよう要請をしております。

みんなが参加し、交流でにぎわうまちづくり

農林業について

日本農業を取り巻く環境は、農業生産資材の高騰、さらにはアメリカ合衆国での新大統領誕生に伴う世界経済情勢の状況不安など年々厳しさを増す一方であります。

農業政策の憲法と言われる食料・農業・農村基本法の改正案が可決成立され、今後の農業界政策における基本方針が定められました。今後も引き続き国、県、JA等からの情報収集に努め、農家の皆様の安定経営に向けた支援に取り組んでまいります。

昨年のお米作況指数は、宮城県全体では全国で一番高い107、宮城県中部において106の良であった一方、令和5年と同様、記録的猛暑などの影響により、本村の一等米比率は89.2%と、一昨年より6.92%上回っているものの、依然として天候に左右された結果となりました。

昨年からの全国的な食料米不足に伴う米価の高止まりは、JAでの買取価格がひとめぼれで1万9,000円、相対取引価格は2万3,000円弱と、令和5年産と比べ高値で取引されており、この買取価格が維持もしくはさらに高値となるよう、国、県と関係各所に対し強く要望してまいります。

昨年11月には、令和7年度産に係る需給見通しが公表され、宮城県においても全国の需給見通しや、宮城県農業再生協議会の生産計画などを踏まえ、令和7年度産米の生産の目安を県全体で32万8,547トン、面積換算で6万199ヘクタールとし、本村には3,217トン、面積換算で606ヘクタールの目安が示され、前年比で224トン、面積換算で

37ヘクタール増となっております。

令和6年度の本村の作付実績につきましては、生産目安目標より約44ヘクタール、達成率で108.64%の超過達成となっております。米の概算金は、各品種とも上昇しておりますが、農家の皆様には、農業経営を十分に勘案し、高品質な水稻生産に向けた実施計画を立てていただきたいと考えております。

なお、高収益作物、園芸作物への作付転換につきましては、国の水田活用の直接支払交付金や産地交付金を活用することにより、主食用米以外の稲作での農家所得の確保や向上も可能なものの、なかなか進んでいない現状となっておりますので、引き続き県やJAと連携を図りながら、収益を得られる水田活用の推進に取り組むとともに、畑地化への取組につきましても、情報発信を図りながら、農地の条件や各農家の状況に応じて柔軟に取り組んでいただきたいと考えておりますので、村の地域水田農業推進協議会における単独助成についても継続してまいります。

野菜等の園芸作物の生産振興につきましては、JA等と連携し、米だけに頼らない経営を推進するとともに、農産物展示販売所万葉・おおひら館への出荷促進を図るための農業用ビニールハウスの設置に対する助成事業も継続してまいります。

村単独の補助制度である農業環境整備支援事業は、多くの方々にご活用をいただいております。今後もニーズの把握に努め、農業経営の維持・安定への取組や、スマート農業の推進、さらには地域の担い手になり得る方々など、意欲のある農家に対し支援を行ってまいります。

多面的機能支払につきましては、現在、村内の11地区において農地や水路、農道等の地域資源の保全活動に地域を挙げて取り組んでいただいておりますが、各組織とも構成員の高齢化などが課題となってきたことから、保全活動の継続や次世代への継承も含め、活動の支援を継続してまいります。

今後数年先、その先の大衡村の地域農業の担い手となる認定農業者や集落営農組織の設備投資や新たな組織立ち上げに対する無利子貸付制度も引き続き継続してまいります。

鳥獣対策について、特にイノシシにつきましては、出沒エリアがほぼ村内全域に拡大しており、捕獲数も今年度も昨年度同様の110頭を現時点で既に超えております。大衡村鳥獣被害実施隊の皆様には、現在24名の隊員が被害防止のためのわなの設置や見回り、捕獲等に日夜ご尽力いただいております。

また、昨年は村内初の20代女性隊員も誕生し、農作物被害防止対策への高い志に対し

まして、この場をお借りして感謝と敬意を申し上げます。

今後も捕獲通報システムなどを活用し、隊員皆様の負担軽減や活動の効率化を図ってまいります

被害対策には行政だけでなく、地域全体での取組が不可欠です。ワイヤーメッシュ柵の設置については、行政区の協力を得ながら、村内全域への敷設に向けて取り組んでいただき、その維持管理につきましても大変ご苦勞をされているとお伺いしておりますが、引き続き地域の皆様のご協力につきまして、よろしくお願いを申し上げます。

また、実施隊員が定員30名となるよう、免許の取得や更新、また銃等の購入等に対する助成事業を継続し、人員確保、体制強化に努めてまいります。

個人農地の被害防止のための電気柵、防護柵の設置補助につきましても継続してまいります。

畜産につきましては、子牛価格の低迷や、飼料価格が引き続き高騰するなど、経営が大変厳しい状況にあります。令和6年度においても、畜産経営継続緊急支援事業を実施しておりますが、繁殖牛導入に係る基金貸付事業や、雌牛登録事業、自家保留牛対策事業、また和牛の産地確立と品質の底上げを一層図るための管内肥育素牛販売促進対策事業等、畜産経営に対する支援を継続してまいります。

特用林産物である露地原木シイタケにつきましては、生産者が県のきのこ栽培における放射能対策作業マニュアルに基づく放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいただいておりますので、今後も消費者に安全・安心な林産物を提供できるよう、県と連携を図りながら、生産者支援に努めてまいります。

大衡村の基幹産業は農業であります。農家の皆様が意欲的に農業に取り組むことができるよう、引き続きできる限りの支援を行ってまいります。

森林経営管理制度への取組につきましては、森林環境譲与税を原資とする基金を充当し、意向調査準備業務を実施し、その成果を基に、優先度の高い地域から順に森林管理や経営の状況把握のための実質的な意向調査となる山林所有者への森林アンケートを実施し、今後も年次的に意向調査を進め、調査を終えた地域からは、次のステップである経営管理権集積計画の策定へと進めてまいりたいと考えております。

また、本年、令和7年10月4日、5日と宮城県において第48回全国育樹祭が開催されます。昭和30年第6回全国植樹祭の会場となりました大衡村においても、昨年関連事業として昭和万葉の森植樹祭2024の開催が県において実施され、議長をはじめとする議員

の皆様、さらには小学校の児童等、大勢の方が参加され、盛会の中で実施できましたことに御礼を申し上げますとともに、大変感激したところでした。きっと子供たちにとっても一生の思い出になったことでしょう。本当にありがとうございます。

農地利用につきましては、農業委員12名と農地利用最適化推進委員11名により、地域における担い手の育成と農地の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止などの活動が強化されております。また、今月末までに策定が義務づけされている地域計画につきましては、村と農業委員会が一体となり、各農家への意向調査の実施、その結果を基に、地域の方々の話し合いを行い、目標地図の作成や地域計画の策定に向けた協議の場に参加していただき、現在取りまとめ作業を行っており、作成し次第、公表をさせていただきます。

令和5年度から進めております上北沢排水処理施設施設更新につきましては、昨年6月28日に上北沢排水処理施設パッシブトリートメント導入に係る検討委員会を立ち上げ、委員には、鉾廃水処理に関する日本の権威の先生方をお迎えし、現地調査や類似施設の視察、現状湧水の水質分析等、委員の先生方に多角的な観点から分析をいただき、先日の議会全員協議協議会においてもご説明させていただいたとおり、一定の方向性が見えた現状となっております。

本年度も引き続き委員会を開催し、パイロットスケール試験実施のための実施設計を計上しております。その試験によるデータを基に、本格導入と考えており、費用を抑えつつ、施設の運営が永続的に可能となるよう、十分な検討を進めてまいります。

農業用排水路施設の基盤整備につきましては、年次計画により宮城県王城寺原補償工事事務所において、防衛省の障害防止対策事業として継続的に整備促進を図っていただいておりますが、長年要望してまいりました牛野ダムの改良については、令和6年度末で完了見込みとなっており、これまでの取水作業や水位観測等の負担軽減が図られるものと思っております。また、尾無堰用水路整備事業、新田沢ため池の土砂しゅんせつ事業につきましては、繰越事業で実施されており、令和7年度完了見込みとなっております。

善川水系及び埋川水系の堰の改修事業につきましては、道合堰の改修工事が資材高騰の影響により繰越事業となりますが、予定どおり実施されておりますので、村といたしましても、これからの事業が円滑に進捗するよう、引き続き県と連携してまいります。

工業について

第二仙台北部中核工業団地への進出が予定されていた半導体工場の立地が昨年9月に

白紙撤回という大変大きな出来事がありましたが、本村及び工業団地の知名度は、国内外を問わずアップしており、複数の企業様が本村への立地を模索されている状況を聞いております。

その中でも、昨年４月に立地協定を締結した株式会社ニューテック宮城第二工場については、本年中に操業開始、さらに既存企業の工場増設に伴う宅盤の買い増し等、明るい話題も多くなっているところですので、私自ら足を運んで、現状や要望などを直接お聞きしながら、きめ細やかに対応してまいります。

企業の推進や増設による自主財源の増加や、村民の雇用機会の創設等が大いに期待されるものでありますので、進出企業が円滑に操業できるよう、引き続きサポートしてまいります。

企業の設備投資につきましては、依然として活発な状況であり、本年４月分譲の松の平３丁目の用地等について、県などと連携し、企業立地セミナーでのＰＲ、企業本社へのトップセールスによる企業訪問活動を今後も積極的に実施し、さらなる企業の誘致に取り組んでまいります。

また、児童・生徒が職場体験等を通じて地元大衡村に関心を持つことにより、こういったところで働きたい、ものづくりをしてみたいという意欲を持ってもらい、将来村内企業に１人でも多くの就職ができるよう、立地企業の協力を得ながら、企業が求める人材の育成に向け、教育委員会とも連携し、情報提供や機会の創設に努めてまいります。

商業について

農産物展示販売所、万葉・おおひら館は、村内で生産された新鮮で安全・安心な農産物や、県内の地場産品などを販売、村の情報発信の基地として広く認知され、多くの方々にご利用いただいております。コロナ禍や生活環境の変化等の影響により、運営が厳しい状況にありますが、ご利用いただくお客様に喜んでいただける魅力ある施設づくりに、指定管理者である万葉まちづくりセンターや生産者の方々と連携して取り組んでまいります。

くろかわ商工会につきましては、会員への的確な経営指導などにより、商工業の振興発展が図られるよう、創業支援事業も含め、引き続き管内１市２町と連携を図りながら運営支援をしてまいります。

また、大衡支部事業として９年目となる割増商品券発行事業につきましては、村民の認知度も向上し、定着した事業となっておりますので、２割増相当額及び経費の一部に

ついて、引き続き支援を行い、村内での消費拡大による経済活動の活性化を図ってまいります。

5年目の開催となった a g a i n おおひら弁当市につきましては、多くの方々に好評をいただいております、令和7年度は年2回の開催と、さらなる内容の充実も含め支援をしてまいります。

観光について

大衡村PR大使ひら麻呂につきましては、今年で5歳を迎え、イベント等においても人気キャラクターとなっており、各種グッズの充実や着ぐるみを活用しながら、村内外の様々な行事に参加し、積極的に大衡村のPR活動を展開してまいります。

恒例のふるさと祭りは、昨年従来の2つの祭りを1つに統合・集約し開催いたしましたが、今年も昨年同様、来場者に喜んでいただけるようなイベントとなるよう、アイデアと趣向を凝らしてまいりたいと考えております。

交流活性について

昨年も包括連携協定を結んでいる尚絅学院大学とイベントでの相互交流を実施いたしました。コロナ禍で休止しておりました友好交流都市である金ケ崎町との交流についても再開に向けた準備をしてございます。

本村に立地している各企業は、本村や県内のみならず東北地方の広域的な雇用の受皿として地域経済の活性化に大変重要な役割を担っていることから、村内工場等連絡協議会やくろかわ商工会大衡支部とも連携し、立地企業懇談会等の開催による交流の推進を図ってまいります。

みんなが支え、子どもがたくましく育つまちづくり

子育て支援について

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の状況に即した子育て環境の整備を促進し、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、万葉すくすく子育てサポート医療費助成事業をはじめ、出産・子育て応援給付金や小中学校及び高校入学時における入学祝金等、子育てに関わる支援と教育保育に係る事業や地域子育て支援センター等に対する補助を継続するとともに、新たな事業として妊娠を希望する方や妊娠届出を提出した妊婦等で希望される方に対して、胎児の神経管閉鎖障害のリスクを下げ、妊娠期貧血の予防に有効な葉酸サプリメントを配布する事業を創設し、子育て支援を総合的に推進してまいります。

また、従来行っていた子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を一体的に行う子ども家庭センターについては、令和8年1月開所に向けて準備を進めてまいります。

児童館につきましては、児童の健全育成に万全の体制で臨んでおり、自主事業の実施や職員の資質向上を図り、遊びを通して児童の健康増進と豊かな情操を育むよう努めてまいります。

みんなが健康で元気なまちづくり

福祉について

高齢者福祉につきましては、高齢者等の社会参加の促進と、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう、移動手段の確保が困難な高齢者や障害者等を対象とした高齢者等タクシー利用助成事業は、引き続き実施してまいります。

シルバー人材センターは会員数も100名を超え、受託件数及び就業延べ人員数も順調に増加しております。会員の皆様には、働くことを通じて生きがいを得るとともに、今まで培われてきた知識や技能を生かして、豊かなライフスタイルを保ち続けていただきたいと願っております。

介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいなどのサービスを、一体的かつ継続的に提供する地域包括ケアの構築を目指し、心身ともに健康な状態を維持し続けるための予防対策や健康づくりに積極的に取り組み、地域全体で支え合う仕組みづくりと高齢者を支える環境づくりを推進してまいります。

障害福祉につきましては、本村の障害者施策の基本理念である誰もが地域で自分らしく安心して生活できるまちをおひらを実現するための第7期障害福祉計画を基本に、障害福祉サービスの質の向上を図るとともに、相談支援及び地域生活支援事業を計画的に実施してまいります。

村内の障害福祉事務所社会福祉法人みんなの輪と大衡村社会福祉協議会との連携を密にしながら、ニーズに対応したサービスの提供を行い、村独自事業の利用者負担額助成事業や障害児子育て支援事業を継続するとともに、地域活動支援センターの充実を図り、身体・知的・精神障害・難病患者並びにひきこもり等の支援活動の促進に取り組んでまいります。

また、障害のある方を抱える家族の緊急時に備える地域生活支援拠点等整備事業は、
る一ぶ大衡を拠点として365日24時間受入態勢を確保しており、今後も事業実施者と連
携を図りながら、障害者やその家族の緊急事態に対応してまいります。

医療について

国民健康保険事業につきましては、医療費適正化を図るため、40歳から74歳までを対
象とする特定健康診査及び特定保健指導により、生活習慣病の予防や早期発見のための
受診体制を充実させるとともに、健診未受診者への積極的な勧奨を行い、受診率の向上
に努め、被保険者の健全な生活習慣の確立に向け啓蒙普及活動を行ってまいります。

また、昨年12月に健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行い
たしましたが、本村の令和6年12月末時点で、国民健康保険加入者への約73%がマイナ
保険証利用登録を行っているものの、実際の利用率は24%ほどにとどまっており、利用
率が低迷している状況にあります。

今後もマイナ保険証の利用促進に向けた周知、啓蒙活動を行い、村民の皆様にとって、
より利便性の高い医療保険制度の定着を図ってまいります。

予防接種につきましては、高齢者と子供を対象とするインフルエンザの予防接種に対
する助成を継続してまいります。

また、带状疱疹の予防接種につきましては、国の方針により令和7年4月から原則
65歳の方が定期接種になりますが、接種費用の一部を助成するとともに、発症予防対策
として、50歳以上の方を対象に、任意で接種される方の費用に対しても引き続き助成し
てまいります。

40歳以上の特定健診健康診査、75歳以上の方の後期高齢者健康診査につきましては、
受診率の向上に努めながら、特定保健指導の充実を図るとともに、第3次おおひら健康
プラン21に基づき、やさしさと安心が実感できるまちづくり、健康づくりの推進を基本
理念に、積極的な疾病予防、健康増進に取り組めるよう支援してまいります

がん検診につきましては、自己負担額軽減を継続し、検診が村民の皆様にとってより
効果的になるよう、関係機関との連携を強化してまいります。

みんなが集い、つながるまちづくり

まちづくりについて

開かれた行政の体制として、情報公開を進めるとともに、村民の皆様が自ら参画、行
動できる地区活動を支援してまいります。

また、地域の皆様と懇談会を今後も開催しながら、住民の皆様との協働活動を進めるとともに、村や地区及び諸団体等の動向を広報おおひらや、村ホームページ及びSNSにおいて積極的に内外に発信し、情報提供の充実と共有化に努めてまいります。

高度情報化について

本村のマイナンバーカードの保有枚数は、令和7年1月末時点で4,431枚、保有率は80%ほどとなっております。引き続きマイナンバーカードの有用性を知らせるとともに、申請支援を継続してまいります。

また、標準化基準に適合するデジタル基盤を整備し、12月から基幹業務のシステムの運用を開始できるよう進めてまいります。

本村の公式ホームページ及びライン、旧ツイッターのエックス、インスタグラムなどのSNSを最大限かつ効果的に活用し、村の話題や各種行政サービスに関する情報提供を進めるとともに、本村をできるだけ詳細に理解していただくため、適時・的確で見やすい、分かりやすい情報発信を利用者の声に耳を傾けながら努めてまいります。

なお、村公式ホームページにつきましては、令和7年度中の全面リニューアルについて進めてまいります。

行政運営について

本村の行政は、令和2年3月に策定した第6次大衡村総合計画の基本構想・基本計画、毎年度の実施計画により諸事業を進めておりますが、今年度実施しております中間見直しの成果を基に、令和7年度から令和11年度までの後半の5年間における村づくりに取り組んでまいります。

また、大衡村公共施設等総合管理計画に基づき、令和6年度は庁舎の長寿命化箇所調査等の業務を実施いたしました。引き続き村が保有・管理する公共施設の調査分析を通じて、長期的なメンテナンスサイクルの構築や施設の再配置や統廃合の検討を図り、公共施設の最適化に取り組んでまいります。

財政運営について

財政規律を堅持し、財源の確保と経費の節減に一層努めるとともに、企業版ふるさと納税の推進や、民間活力の導入等についても視野に入れ、健全な財政運営を行ってまいります。

広域行政について

地域が抱える共通課題については、市町村の連携の下、広域で取り組むほうが効果的

であるため、黒川県広域行政推進協議会や仙台都市圏広域行政推進協議会などを通じて、課題の解決や広域行政事業の推進に取り組んでまいります。

以上、令和7年度の施政方針と併せまして、当初予算の概要を申し上げましたが、本定例会に提案いたしました案件は、副村長の選任1件、人権擁護委員候補者の推薦2件、条例制定1件、条例の一部改正14件、令和6年度各種会計予算の補正6件、令和7年度各種会計予算を定めることについて6件、合わせて30件を提案するものであります。

よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針並びに招集の挨拶、提案の理由といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（高橋浩之君） ここで休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋浩之君） 教育長、登壇願います。

教育長（丸田浩之君） 教育行政につきまして申し上げます。

地域住民の意向をより一層反映させるとともに、地方公共団体における教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図るため、村長部局と教育委員会が緊密に連携を図りながら、教育に関する施策を推進してまいりました。

村長部局と教育委員会による総合教育会議において、教育振興に関する施策の大綱を策定し、教育の目標や課題を共有し、具現化に向けた施策の方向性を確認しながら、協力して教育行政を推進しております。

教育振興に関する施策の大綱については、本村の最上位計画である第6次大衡村総合計画に基づいて、グローバル化やICTの進展などの急激な教育環境の変化に対応すべく、新しい時代に即した教育施策を進めてまいります。

学校教育につきましては、一昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行となったことから、感染対策上の必要性から制限されていた触れ合いを基盤とした集団的活動や体験活動、学校行事などの学校教育活動については、コロナ禍前の活動に戻

りつつあります。児童生徒の学びが豊かになるよう推進してまいります。

小・中学校におきましては、中央教育審議会答申におけるよりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むという文言に基づき、その対応を進めてまいります。

将来の予測が難しいこれからの社会においても、大衡の子供たちが広い視野を持って志高く未来を切り開いていくことができるよう、生きる力の礎となる確かな学力と健やかな心身の育成に向け、学校組織及び教育環境の整備・充実を図ってまいります。

そのために、本村のよさを生かし、地域に開かれた教育、信頼される学校づくりを推進するとともに、将来この大衡村を背負っていく子供たちにとって必要な規範意識や公共の精神、生命や自然を尊重する心、他人を思いやる気持ちなど、社会性や豊かな心を育むため、道徳教育や様々な体験活動の充実を図ってまいります。

一方、社会の変化に伴い、村内においても家族形態の多様化や教育に対する考え方も多岐にわたるなど、家庭の教育力や愛着の形成が課題となっております。家庭は子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的生活習慣や自立心を育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものと捉え、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めてまいります。

学校、家庭、地域社会が手を携え、共通の思いのもと、地域の宝である子供たちを協力して教育していく体制づくり、関係づくりを行ってまいります。

みんなが支え、子供がたくましく育つまちづくり

学校教育について

学校教育は、小学校に入学してから始まるのではなく、既に幼児期から始まっており、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼児期は、学ぶ土台づくりの時期とも捉えられ、大変重要と言えます。

幼児期から中学校まで一貫した教育を目指し、大衡の子供たちを育てていくためには、保幼小連携が重要となります。このことから、おおひら万葉こども園、ききょう平保育園職員及び小学校教員が相互に保育や授業参観、情報交換し、子供たちへの指導や支援の在り方について共有を図ってまいります。

小学校におきましては、人間性豊かな心を持ち、社会の変化に主体的に対応し、たくましく生きる、心身ともに健康な子供を育成するという学校教育目標の下、その具現化

に向けて努力事項を設定し、取り組んでおります。

学習指導の充実、地域と連携した教育活動の計画的な活用と継続的な取組、志教育の推進、積極的な生徒指導の推進、心を育む教育活動の充実等に引き続き取り組んでまいります。

中学校につきましては、自学・自律・敬愛を校訓に、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を身につけ、健康で心豊かな生徒を育成するという学校教育目標の下、その具現化に向けて重点施策を設定し、取り組んでおります。

主体的な学びと学力向上に向けた取組の推進、豊かな心とたくましく健やかな体を育む教育の充実と発展、積極的な生徒指導の充実強化等に引き続き取り組んでまいります。村内企業のご協力をいただきながら、職場体験活動も積極的に行ってまいります。

中学校の校舎につきましては、令和4年度に校舎屋上防水工事を先行的に行っております。令和2年度に策定した学校施設長寿命化計画を踏まえ、限られた財源の中で、教育環境の改善に向けて計画的に大規模改修工事を進めてまいります。

小学校、中学校の連携につきましては、小学6年生の中学校新入大会壮行式への参加、中学校教員による授業体験及び部活動見学や体験を行い、児童生徒の交流の機会を充実させております。また、小学校、中学校の教員が互いに授業を見合い、授業改善について話し合うなど、学力向上に向けた教職員の交流の機会も位置づけ、連携を図っております。

小・中学校におきましては、全国学力・学習状況調査や、C R T学力検査の結果等も踏まえた事業改善や校内研究等により、子供たちの学力向上に取り組んでおります。

1人1台のタブレット端末の使用も定着し、自分の考えのまとめや、友人と考えを共有する場面等で効果的な活用が図られており、学習指導要領で示されている主体的・対話的で深い学びの一助ともなっています。今後は、児童生徒一人一人の学習進度等に合った個別最適な学びと多様な意見を共有しながら考えを深める協働的な学びの一体的な充実を目指すべく、タブレット端末の効果的な活用に関して、教員研修等の充実を図ってまいります。

また、小学5年生から中学3年生を対象にした大衡塾につきましては、児童生徒の学習意欲の向上と、学習内容の定着が見られております。令和7年度も実施内容や形態を工夫しながら、学校外での学習の機会としての大衡塾の充実を図ってまいります。

いじめ対策につきましては、大衡村いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連

絡協議会等の組織を活用し、広く村民の皆様にも協力をいただきながら、子供たちが毎日安心して通うことのできる学校、いじめのない大衡村を目指してまいります。

いじめは被害を受けている子供がいじめと感じたらいじめと認知して、組織的に対応することが義務づけられております。初期段階におけるいじめのサインを見逃さないことが大切であり、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめを絶対に許さないという未然防止の視点での環境を醸成することはもとより、不測の事態が起きた際にも迅速に対応できる体制を整えてまいります。

また、不登校等児童生徒への支援につきましては、おおひら子どもの心のケアハウスききょうルームにおいて、不登校等児童生徒や保護者の相談、通所者の心のサポート及び自立支援や学習支援、学校に出向いての支援を行っております。また、令和7年1月から、通所している児童生徒に、学校給食を提供できるようにいたしました。

今後も引き続き学校や保護者、関係機関と連携し、児童生徒にとって安心できる居場所となるよう、児童生徒一人一人の実態に即した支援に努めてまいります。

講師につきましては、小・中学校ともに少人数指導による学習指導を継続するため、令和7年度も継続して配置してまいります。

学校生活支援員につきましては、小・中学校ともに特別支援学級在籍の児童生徒及び通常学級に在籍しているものの、支援が必要な児童生徒に対して寄り添った指導を行うため、令和7年度も継続して配置してまいります。

教員業務支援員、スクールサポートスタッフにつきましては、小・中学校ともに授業の準備や教室などの消毒清掃等、教師の負担を軽減する業務を行うために、令和7年度も継続して配置してまいります。

学校給食センターにつきましては、令和5年の2学期から新しいセンターからの給食を提供しております。児童生徒に栄養のバランスが取れた安全で安心な給食を提供し、健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の形成を通して、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、よりよい運営を行ってまいります。

また、給食配送車につきましては、令和7年1月に新しい配送車が納車されており、令和7年度の給食より稼働することとしております。

学校給食用食材の米や野菜などにつきましては、引き続き地元大衡産の農産物を積極的に取り入れ、地産地消に努めるとともに、地域産業としての農業や食文化に対する理解を深めてまいります。

また、保護者の教育費の負担軽減に寄与し、子育てを支援するために、村立の小・中学校に通学する児童生徒の給食費の全額免除と、村外の小・中学校へ通学している児童生徒の給食費助成を継続してまいります。

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く環境がより複雑化、多様化しております。このことを踏まえ、文部科学省では、学校と地域の皆様が力を合わせて学校の運営に取り組み、それを実現可能にする仕組みであるコミュニティスクール、学校運営協議会の導入が平成29年より努力義務化されております。

大衡村におきましては、地域とともにある学校づくりを目指して、令和8年度に導入できるように、令和7年度は周知や準備を行ってまいります。

文化活動について

芸術文化の振興につきましては、村指定無形民俗文化財の大瓜神楽の活動は現在休止中ではありますが、引き続き保存会の存続と伝承活動ができるように支援をしてまいりたいと考えております。

また、本村の創作舞踊である万葉おどりにつきましても、おおひら万葉おどりききょう会とともに、公民館や児童館で練習会を開催し、引き続き普及拡大に努めてまいります。

さらに、伝統芸能の創造を目指し取り組んでおります大衡悠神太鼓についても、引き続き支援に努めてまいります。

ふるさと美術館の運営につきましては、村民の皆さんをはじめ多くの方々が身近に、そして気軽に芸術文化に触れることができ、親しまれ、愛される美術館を目指し、名誉村民である菅野 廉画伯の常設展を基本としながら、美術系大学や芸術作家と連携して創意工夫を図った企画展を開催し、年間を通して魅力的な事業運営に努めてまいります。

大衡城青少年交流館につきましては、令和9年度の解体に向け、まずは民俗資料展示室の展示品を多目的施設へ移設いたします。

みんなが健康で元気なまちづくり

生涯学習について

生涯学習の推進につきましては、村民一人一人が生涯を通じて主体的に学ぶことができ、さらにはその成果を地域社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指して、青少年教育、家庭教育、成人教育及び芸術文化振興などの多岐にわたる分野について、幅広い学習機会を提供してまいります。

万葉研修センターにつきましては、村民の方々の趣味と教養の活用場として、気軽に利用できる施設となるように、適正な維持管理に努めるとともに、公民館においては、教室や講座、趣味の作品展、新年会、二十歳を祝う会など諸事業の充実を図り、村民の皆様のニーズに対応した、集う、学ぶ、結ぶための公民館活動を展開してまいります。

スポーツ・レクリエーションについて

スポーツ・レクリエーションの取組につきましては、6月の村民スポーツ・レクリエーション大会をはじめ、10月にニュースポーツ体験を取り入れたオープン参加型のおおひらスポーツ交流大会を開催しております。

おおひらスポーツ交流大会の内容については、アンケートの調査結果や分館長、スポーツ推進委員からの意見を基に、充実した大会を目指してまいります。

また、パークゴルフ人口の増加を図るため、初心者の方を対象としたパークゴルフ教室や小学生の運動能力向上を図るためのスポーツ教室、さらにはテニス技術向上のため、トヨタ自動車東日本株式会社ソフトテニス部員によるソフトテニス教室も継続して開催し、スポーツに対する意欲や技術及び運動能力の向上に努めるとともに、生涯にわたってスポーツライフを送れる環境づくりに努めてまいります。

みんなが集い、つながるまちづくり

コミュニティについて

各地区における分館活動につきましては、地域の活動拠点として、地域の皆さんが集い、健康の維持増進とともに、教養並びに生活文化の向上を図ることで、充実した生活を送ることが重要ですので、地域住民のコミュニティづくりのため、住民参加型事業に対して、備品借用等の支援に努めてまいります。

また、地域の子供は地域で育てるを目標に、次の時代を担う人材を育成するため、家庭、地域、学校など関係機関が共同して子供を育てる地域学校協働活動事業を推進してまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 一般質問

議長（高橋浩之君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順位 1 番、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 通告順位 1 番、鈴木和信。一問一答方式をお願いをいたします。3 件ほど質問させていただきます。

初めに、今後の農業振興をどう考えるかということでございます。

これにつきましては、先ほど村長の施政方針で詳しく説明をいただいておりますけれども、大衡村は基幹産業が農業でございまして、これまで農工並進ということで50年ぐらいいですかね、そのぐらいい進めてまいりまして、工業につきましては、これまで誘致が進んでおりまして、順調に進んできていると思います。

また、農業につきましても、本来であれば順調に進むのかとは思っておりましたけれども、生産調整、または米価問題ということで、我々大衡村または大衡村の農家で何ともならないような外的な状況から、うまくいっていないというよりも、農業が大変厳しい状況になってきているということだろうと思います。

それで、現状を見ますと、担い手もない、高齢化ではなくてももう高齢化になってしまっていると。生産資材は非常に上がってきているということで、まさに、米の価格が生産原価を下回ってしまっているというふうな状況ですから、担い手が出ないというのも当然だろうと思います。

これらを鑑みまして、大衡村の農業を今後どのように考えていくかということについて、5 点ほどご質問させていただきます。

まずは、増える遊休農地または耕作放棄地、現在どのぐらいい実績があるのか、または、改善策として何か考えているのか。

2 番目は、現在地域計画というものを進めているということで、どちらかといいますと、個人経営から集落営農といいますか、そういうふうなものに進めていくんだらうと思いますけれども、それらの進捗状況は現在どのようになっているのかということでございます。

また、3 番目につきましては、地元で農業をしようという方が少なければ、大衡村の農業、農地を守るという原点からしますと、やはり新規就農者という方を大衡村に招くということも必要だろうと思いますし、または大衡の中から後継者を育てるというふうなこともあろうかと思いますが、その辺につきましてもお考えはどうなっているのかと。

4 番目は、半農半Xというふうなことで、現在ネット上でよく出ておりますけれども、

昔は半農半漁というのもございますし、兼業農家ということもあると思いますが、農業プラス会社員というふうな、または会社員プラス農業というふうなことで、半Xという形で出ているようでございます。そういうことからしまして、大衡にはたくさんの企業もありますので、そういう方々に大衡の農地、農業を守ってもらうというふうなことも可能かなということで、半農半Xについての村の考えもお聞きしたいというふうなことをご質問させていただきます。

また、最後は、現在農業機械が非常に高くなっております。これまでは、年金とか自分で機械を買って農業を維持してまいりましたが、トラクターも大きいやつで1,000万円、コンバインも当然1,000万円以上ということで、農業をやろうと思ってももう3,000万円も何ぼもかかると、設備投資でですね。

そういうことを踏まえると、やはり機械がないから農業もできなくなってしまうという方も中にはあると思いますので、何とかそういう方々の支援ということで、そういう機械とか、または施設については村で用意をしてやっていただくのは、地元の農家の人にやっていただこうということで、公設民営という形で、現在そういう形で結構やっているところもあるようでございますので、村としてそういう考えはあるのかというようなことでお伺いをしたいということでございます。

2点目は、集会所の維持管理費、助成金の上限額の引上げをとということにしております。

これは、1月2日、村長、議長にも蕨崎地区においでをいただきましたとき、実際そういうお話もありまして、蕨崎地区の集会所、屋根、外壁を塗装しましょうということで、見積りを取りましたら、400万円ほどかかると。当然、そんなにかかるのかというお話もありますけれども、やはりある程度の材料を吟味したりすれば、仮設も組まなきゃいけないということで、400万円ぐらいかかるというのはそれ相当かなというふうに思います。

これは、大衡村の場合は要綱がございまして、集会所等につきましては3分の2につきましては、村のほうで助成をするようになっております。ところが、限度額が150万円というのがございまして、今回蕨崎地区の場合は400万円かかるということになりますと、いっぱい出していただいても150万円ということで、400万円から150万円を引きますと250万円が地元負担というふうなことになります。

3分の2が地元で負担をして、村が3分の1と、結果的にはそういう計算も成り立ち

ますと、今後集会所は地区の防災にしても、活動の拠点になっておりますので、地元で金出さないというわけではございませんけれども、村の要綱上、3分の2は村で出しますので、3分の1はどうぞ地元で出してくださいというような趣旨かなと思いましたが、平成25年度までは、さほど屋根をペンキ塗ったりしても、そんなにかからなかったと思いますけれども、現在物価高でございますので、要綱をつくったときからすれば、かなり上がっておりますので、これは撤廃をするということも必要じゃないかというふうなことも踏まえまして、ここに①から③番目まで質問させていただいております。

これまで、何件か集会所を直して助成金をもらったところがあると思いますので、その交付実績を1番目でお伺いしております。

また、2番目では、つくった限度額、150万円、先ほどお話ししましたけれども、それらの見直し、そういうものをする考えはないかどうかということについてお伺いしております。

③番目には、補助金の交付要綱の中に、村長が特に必要と認めたときはこの限りではありませんよと、補助金の交付の要綱でございますから、村長が認めれば、例えばこういういろんな事態によっては、認めれば150万円でなくもっと出すのかなと、いろんなそういうふうな限りでないという中身、内訳はどのようなになっているのか、お伺いをしたいということで質問をさせていただいております。

3件目でございます。

3件目は、有形文化財の修繕費の補助金交付の見直しをということで、大衡村の文化財につきましては、お聞きしますと4件ほどあるそうでございます。1つは大衡城、あとは大森にあるカヤの木ですか。あとは大瓜の神楽、あとは有形文化財になっておりますけれども、須岐神社ということで、4件あるということでございます。

特に、須岐神社は伝統がございまして、大衡村は村史によりますと、もう1,000年以上の歴史のある神社でございます。この神社につきましては、有形文化財という村の指定を受けておりまして、その指定につきましては、いろんなものを受けておると思いますので、どういうものが須岐神社で有形文化財として受けているのかということをお伺いしますし、また、1番目につきましては、これまで須岐神社におきまして、いろんな修繕をしていると思いますけれども、そういうものにつきまして補助金を出している実績があればお伺いをしたいと。

また、3番目につきましては、補助金の額でございます。この額につきましては、先

ほどの集会所等についてはそういう要綱がございます。ちょっと須岐神社、文化財につきましては条例がありまして、その条例にも補助金を出すということになっていますし、また、村で勧告をした場合については全額または補助金を出すというような、そういう書き方になっております。その条例の施行規則もございまして、それを見ますと何ぼを出すと、例えば半分出すとかね、3分の1出すとか、全額出すというような書き方が1つもされておられません。

そういうことからしますと、これにつきましてはどのようなになっているのかなということで、お伺いしたいということで3件ほど、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（高橋浩之君） 答弁を求めます。村長。

村長（小川ひろみ君） それでは、鈴木和信議員の一般質問にお答えいたします。

1 件目の今後の農業振興をどう考えるのかとの一般質問にお答えしたいと思います。

まず、1 件目の増える遊休農地及び耕作放棄地の現状及び改善策はとのご質問でございますけれども、まず令和6年4月1日現在、本村におけます遊休農地につきましては、17.4ヘクタールとなっているところでございます。

村の農業委員会では、該当地が営農条件が悪く、担い手にとって効率的ではない農地が課題として挙げられておりまして、その改善策として、担い手への集積の働きかけをしたり、あと村地域水田農業推進協議会による助成、さらには大衡村農業環境整備支援補助金による農地環境整備への助成など、改善策として実施しているところでございます。

2 点目の地域農業の進捗状況はとのご質問でございますが、令和6年3月末に農地利用意向調査というものを実施してございます。その意向調査を基に、9月から10月にかけてまして、各地区を訪問し、協議の場を開催しているところでございます。

地域調査及び協議の場で出た意見等を基に、目標地図の作成を進め、本日4日から6日までの3日間、地域分けをいたしまして、2回目の協議の場を開催し、その後、法令上定められた縦覧期間を経て、3月末に公表する予定となっているところでございます。

3 点目の新規就労者募集の取組内容はとのご質問でございますが、新規就労に関する相談は、随時産業振興課及び村農業委員会で行っているところでございます。

新規就農に関する一番の問題点が、経営課題となりますことから、宮城県では宮城県農業経営・就農支援センターを設置し、毎月2回、第2、第4水曜日の午後、宮城県仙

台合同庁舎において相談会を実施し、宮城県農業会議、みやぎ農業振興公社及び大衡村も含めた各市町村が連携し、伴走型の支援に取り組んでいるところでございます。

4点目の半農半Xが注目されているが、村の考えはとのご質問でございますが、この半農半Xというものは、もうけるための農業ではなく、自身が食べていくための農業を別の何かと組合せたライフスタイルでありまして、そのような方々が本村にお越しいただき、そのための農地や住居等のご相談があれば、関係各所に対し情報提供を求めさせていただき、できる限りの対応をしたいと考えているところでございます。

また、支援制度といたしましては、国の農業次世代人材投資資金の就農準備資金といたしまして、年150万円、最大で2年間、経営開始資金として年150万円、最大3年間が交付されることとなっており、本村におきましても、過去を含め2名が交付の対象となっているところでございます。

その他各都道府県においても、助成制度はあるようでございますけれども、ライフスタイルに対しての助成について、様々な意見があることから、他自治体では、移住・定住に絡めた農業制度を設けているものと認識しているところでございます。

5点目の公設民営の農地の保全管理の組織の結成はとのご質問でございますけれども、日本型直接支払制度交付金を活用した農地維持活動組織、いわゆる今保全会というものです、これがまさにそれに当たっているものと思っております。

現在、村内には11の組織が設立されてございまして、現在も農地や農業用施設の維持にご尽力されていることに対して、改めて村民の皆様に敬意を表したいと思っております。

組織が形成されていない地区もありますけれども、あくまでも地域での共同作業、共同活動でございますので、設立に向けた勉強会とか、あと相談については随時対応しておりますので、農地維持活動組織とは別の組織の設立については、今のところは考えていないというところでございますので、こっちの農地維持活動組織ということ、今大衡では強く継承しているところでございます。

次に、2件目の集会所維持管理費助成の上限額の引上げをとのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のこれまでの集会所維持管理費補助金の交付実績はとのご質問でございますが、本補助金は、平成25年8月に集会所の維持管理に要する経費の一部を交付できるよう創設したものでございます。今年度までの12年間で14件の交付実績がございまし

て、集会所の屋根の塗装など各種修繕工事に対しまして、これまで合わせて約700万円を様々な、合計してですね、地区に交付しているところでございます。

次に、2点目の平成25年に要綱を施行したときと比べて、施工価格が高騰しており、限度額を見直す考えはないかという質問でございます。

それは本当にそのとおり、議員のおっしゃるとおりでございまして、資材や労務費、これが高騰している現状は、多分皆さんも何かにつけてそのような状況であることは、把握しているところであると思っているところでございます。

今後、他自治体の実施状況を踏まえて、限度額が適正であるか、やはり考えていくときにもなっているのかなということも、今のところ考えているところでございます。

次に、3点目の補助金交付要件に、村長が特に必要と認めたときはこの限りではないとあるが、どのようなときかとのご質問でございますけれども、補助金交付の要件に該当しないものとして、特に内規なども定めておらず、これまでも村長が特に必要と認めたものとして補助金を交付をした実績はないということでございますので、私が就任してから、まだこの要件に合ったことで補助金を出した実績はないということになります。

3点目の答弁につきましては、教育長のほうから答弁をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 教育長、登壇願います。

教育長（丸田浩之君） 鈴木和信議員の3点目、有形文化財の修繕費の補助金交付の見直しをとの一般質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、須岐神社は、平成15年12月1日に村指定有形文化財に指定し、昭和45年4月に発足した須岐神社保存会や氏子、地域の皆様により維持管理をされている神社でございます。

1点目のこれまでの修繕費と補助金の実績はとのご質問ですが、平成22年度に随神門修繕事業、右大臣及び左大臣像の塗装替えとして補助金50万円、令和5年度に拝殿回廊修繕事業、洗浄、木板の一部交換、塗装として補助金9万1,000円の実績があり、いずれも補助率は3分の1で交付しております。

2点目の須岐神社で有形文化財として指定している物件はとのご質問ですが、指定した種類は本殿、絵図、絵馬、鳥居、棟札、長床、右大臣像及び左大臣像の8種類となっております。

3点目の補助金の額は、何の規定に基づいて交付しているのかとのご質問ですが、大衡村文化財保護条例第10条の規定により、修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に耐えない場合、その他特別の事情がある場合は、村はその経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することがあるとの規定に基づき、大衡村補助金交付規則の手續に沿って交付しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 農業関係で担い手に農地を集積するとかといういろいろなお話を、村長のほうしておりますけれども、現実には、今担い手となっている方々が、もう農業ができなくなって、もう頼まれてもできませんよというような担い手が非常に増えてきておりまして、担い手がいらないような状況になっているのが現実でないかと思います。

担い手のいないとすれば、農地を出したいという方がいても、受ける人がいないということになれば、どうしても作る人がいなければ農地を耕作ができなくなってしまうということになるのではないかとということで、担い手がいなければ、農業は廃れてしまうのではないかとというのが、私はそう思っております。

ですから、担い手が出るような、またはそういうことを考えないと、何ともならないのではないかと。また、今いる担い手の方々に長く維持をしていただくというふうなことも考えなきゃいけないと思うんです。

今いる方々、大衡村にいる担い手の方が何人いるかちょっと私は把握しておりませんが、大衡村ではございませんが、今農業就労者の年齢ですね、平均年齢が72歳だそうでございます。多分大衡も同じぐらいになるんだろうと思います。

ですから、健康寿命でいけば、あと5年ぐらいはもしかしたらその方々もできるかもしれないけれども、80になれば難しくなると。そうなれば、一気に農地が壊廃というか、遊休化してしまうということが当然出てくるわけですから、この5年間、担い手を育成することが非常に重要な課題だと思います。

今、村長がお話をしていたようなことがきちっとできれば、また今日方針で述べられた農業に対して大分詳しくお話をさせていただきましたけれども、最後は農業やってくれる方がいるかいらないか、また、先ほどお話をしましたが、機械が高くて買えないという方々に、そういう手当てを、手だてをする、機械を用意する手だてというのを考えなければ、大衡の農業は衰退してしまうという、維持できなくなるというふうに私は考えて

いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） とても本当に農業については、やはり鈴木議員の言ったように、本当に大変な現実が今後出てくるのではないかと。5つの項目について、全部本当に当てはまることではないかなとは思っています。

やっぱり荒廃、遊休農地が増えることによる荒廃、また、本当に貸して受けて、貸してはいるものの受け手として本当にどういう方々が今後していただいて、その方々も後継者不足、後継者がいない、農業に限らずやはり商業とかいろんなところもそのような形になっています。

事業継承、いろいろな事業の継承ということが今、昔はあなたは家督だから、ここをするべきだという形になっておりました。家督制度という、何ていうんでしょうね、そのような形でなっておりましたけれども、今はもう自分の子、孫、そういう方々にもそういう言葉すら出せないような世の中になっているのではないかなと。

けれども、その中でもやったださっている方も大衡村でも今いることは現実いらっしゃいますので、そういう方々をこれからいろいろな部分で、手厚く育成をしたり、あと補助金、様々なことができる、そのようなことをしていくことが、まずは大衡村として今できる支援の1つかなと思っているところでもございます。

この質問を受けまして、今多分全体的な2回目の質問だと思うんですけども、私もいろいろと遊休農地のこれからの活用、そういうものも調べさせていただきました。

1つの方法として、やはり遊休農地をそのままにしておくと荒れて、またいろいろなイノシシ、様々なすみかになったり、あと害虫だとか、そういうような問題がどんどん出てくる。

その中で、ある地区では耕作放棄地にナノハナを植えるそうです。ナノハナを植えることによって、そこで結局栽培することによって、ナノハナのナノハナ油を取るらしいです。そういうことによって、それが今度専門学校とか学校との連携によって、様々なところの今度商品開発につながっていく、そういうこともやっている地域もありますので、ナノハナであれば大衡村でもできるのではないかなとか、そういうような期待も今しているところでございます。

また、半農半X、こちら先ほど一度目の答弁でお答えをさせていただきましたけれども、もうけるための反農半Xではなくて、働いてる方が自分の食べるものを自給自足

の中で食べていくとか、あと社会との関わり、様々な地域の方々と関わって生活していくような方々が半農半X、そういうような方々が多いんじゃないかなと思っているところでございます。

これについても、やはり地域との関わりだとか、そういうものもなかなか大変でありますでしょうし、また、農家の方々に本当に受け入れてもらえるかとか、地域に受け入れてもらえるかとか、そういうようないろいろな不安もあると思いますけれども、そういう方々にはどのような支援ができるかということも、今後考えていくところも1つではないかなとは思っているところでもございます。

また、大衡村として、農業次世代人材という形で、1件目の答弁でもしましたけれども、今も含めて2名の方が大衡村で農業としてなりわいをしているということになります。

答弁としては以上でございます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） ここで休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

午前中、村長のほうからまさにナノハナのお話もございまして、まさにそういうふうな、また違った形で利用するというのも非常にいいことだと思いますので、そういうのをできれば実現に向けて、富谷でもいろんなミツバチ飼ったり何だりもしていますし、いろんなことを考えればたくさんあると思いますので、そういう利活用というのも必要だと思います。

やっぱり最後は、担い手がないということと、農家が新たに農業機械を買う資金がないということで、そういうようなどちらかというとお金を貸すというよりは、先ほどお話をしたような、村で買って貸して、そこから働いたもので返してもらうとか、農作

業受託ではなくて、機械の貸し借り、リースのような、そういうふうな形のやつを考えてもらいたいのではないかなと。

いずれにしても、大変な状況でございますし、この後文屋議員のほうからいろいろ質問あると思いますので、私1問目については以上とさせていただきたいと思います。

あと、すみません、2問目なんですけれども、2問目につきましては、集会所の維持管理の助成金でございますが、先ほど村長の答弁にもございましたが、基本的には、私のおっしゃることはよく理解できたということでございますから、前向きにやっていただけのかなというふうに解釈をしましたが、その辺についてお伺いをしたいと。

また、今後他自治体との実施状況を踏まえて限度額の適正を考えていくというようなお話もあったと思います。この辺、他の自治体でなくて大衡村として、私も大衡村の議員として質問しておりますので、他の自治体よりも村長の考えとして、どういうふうになっているか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 1問目の答えでもやはりお答えしたと思うんですけれども、資材や労務費、そういうものが本当に高騰している、こういう状況を見て、やはり他の自治体というものの答弁は一度目はさせていただきました。

そんな中で、今鈴木議員から言われたように、村としてどうやっていくんだということの答えが欲しいということだと思いますので、今までは、何ていうんでしょう、集会所の様々なかかるお金がきちんと出てきて、その中で仕上がった後でのお支払いという形なんですけれども、これからもしかしてできるとしたら、見積りをもらった時点で概算払いというんですか、そういうこともできることによって、皆さんの費用のある程度の負担の軽減といいますか、そういう部分、そののところもできるような形、最終的にはきちんと仕上がった領収書の添付だとかしていただかなきゃいけませんけれども、概算見積りの中でいろいろと交付ができるような形というのも、前向きな方向として考えていくのも1つの方法だなと、今のところ思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 大変ありがたいお話でございますけれども、1月2日の地区総会では、今年度何とかやりたいというお話で、村長もお聞きしていたと思いますけれども、そういうことからして、今年度中にやるということはあまり時間ないもんですから、来年とか再来年するというんなら別ですけれども、最終的には地元のほうとしてもそうやって

やりたいということも十分あるわけでございますし、負担もしないというわけでもございませんので、できれば400万円、これ見積りですから実際的にはもうちょっと安くなるかどうか分かりませんが、基本的には150万円の上限というものについての外すといえますか、その辺のお考えはいかがなものかお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、やはり限度額の上限、こちらも集会所につきましては、150万円が最高限度額、そちらも何年度でしたっけこれやったのが、もう20年以上ぐらい前に制定した金額だと思ってございます。

2025年となると、そうすると何年前、12年、平成25年にこちらの上限額を改正しているようでございますので、それから10年以上がたっているという部分もありますから、今回資材高騰、先ほども言いましたように資材高騰、労務費というものは様々な部分に物価高騰がいろいろと影響がありますので、そちらも今回このご質問いただいて、改めて考える機会にもなりましたし、私も先ほど鈴木議員が言われたように、蕨崎の1月2日の総会、そして新年会にお招きいただきまして、その実情、そして皆様のご意見もまさに生の声をお聞きしたところでありますので、その現状をきちんとした形で精査して、これからの形としてできればやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 大変ありがたいお話をいただいたような気がいたします。まさに、蕨崎地区だけでなく、ほかの地区についてもどんどん年数たっていけば、屋根の塗装なり、壁の塗り替えとか何かというのは当然出てくる話でございます。

そういうときに、やはり皆さん地区では大切に使っておりますし、先ほどもお話をしたとおり、これからの災害なり、活動の拠点となる場所でございますし、それぞれ皆さんも大切に使って収納、清掃なんかもどこでもきちんとしておりますので、その辺を踏まえて、今村長答弁あったように、検討ではなくてやっていくということでございますので、もしいろんなこれは条例でございませんで、要綱関係でございませんで、村長の一声でも何とでもなるのかなと私は理解しておりますので、ぜひこれから本格的な見積りを取ったり何だりすると思っておりますので、ぜひ地域住民のご意向を反映していただいて、補助金の交付をしていただくようお願いをしていきたいと思っております。

1 つ、今まで先ほどの答弁の中で12件ほどが、14件ほどですね、実績があつて700万

円か何ぼ出しているという話をしましたけれども、限度額を超した修繕費といいますか、そういうのはなかったのかどうかだけお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今まで交付した実績としては、こちら平成25年からございまして、様々やはりそれぞれの地区で屋根の塗装とか、あとは畳とか、あと駐車場の区画の線とかそういうものもありますし、あと雨どいの補修などしているようでございます。

今年度につきましては、蕨崎の屋根と外壁の塗装ということで上がっているところでございます。

その中で150万円を超えたという実績はなかったということでございます。そんな中で、蕨崎については、屋根と外装両方、今足場というのにととてもお金がかかるということで、これも生の声をいただいて私も思ったんですけれども、自分もいろいろやっていて、足場にまず半分ぐらい、半分近くといいますか、取られる、費用がかかるということでございますので、そうすると一緒にしたほうがいろんな部分で経費を下回ることができるんじゃないかということで、今回このようなことで、2つを一緒にやったという実績がなかったために、多分150万円限度額を超えるということにはなかったと思っているところであります。

今回につきましては、両方ということで、ただし、1つなんですけど、今までお話しして前向きにお答えいたしましたけれども、蕨崎について今回の令和7年度について、すぐその要件を満たすことができるかとなりますと、その辺りはちょっと今からいろいろと準備とかなきゃいけないこともございますので、そのあたりについては、どのようなことに、最終的にどういうふうな結果になるかということは、確実なことは言えないということを申し上げておきたいなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 何か最初の話では、さすが村長と思っていましたら、何か途中からはしごを外されたような気持ちになってしまいましたが、基本的には今年やるというふうなことで、先ほどお話をしたとおり、地元としては何とか大切に使って長もちをさせたいということで、応分な負担も当然考えてやっているわけですから、その辺最後には駄目でしたと言われると何か、一般質問して何か急にはしごを外されて、私もそれでは大衡村全体として集会所直すときに、大変になるなと思いますので、やはりこれを契機に限度額を撤廃して、3分の2なら3分の2をきちんと出しますよというようなお約束をし

ていただくと、非常によいかなと思います。

また、先ほど村長、屋根と壁を1回ですれば経費も安くなるというお話を村長しましたけれども、まさに片方ずつすればもしかしたら、150万円ずつ2回すれば、村から300万円もらうと、大した、大したという表現悪いんですけど、地元負担が少なくなるというふうなこともあるんだよということを私に教えたのかなと思っておりましてけれども、基本的には先ほどお話をした基本的な原点は、地元の負担を極力少なくしてというふうに思っております。

それは、先ほどお話ししたとおり400万円かかるうちの150万円は村で負担して、地元250万円負担するというのは、逆に3分の2を地元で負担するということで、最初にお話ししたとおりになりますので、地元とすれば高いからしないというわけではなくて、我々の集会所だという気持ちはありますので、ぜひその辺を酌んでいただきまして、1年でなくて、2年に分けたほうがいいですよというような助言、指導をいただいてやるとか、または1回で何とか今回は特例で、村長の力で何とかやれるような、さっきの条例、条項もあるようですので、いずれどちらにしてもそういうふうな村長の強いお考えをお聞きしましたが、最後にもう1回お話を聞きまして、はしごの外れないお話を聞くことができれば大変うれしいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今限度額が150万円ということになっています。限度額を全部外すということは、なかなか難しくなっておりますので、限度額が150から幾らか上がるような形ということが考えられるかということでございますし、本当に地区住民の方々も自分たちのお金も出し合った中で、基金だとか様々な部分、そういう部分を利用しながらもやっていただけるということでございますので、こちらのほうは早急な対応ができるかは、あとは隣にいる腕の見せどころが、課長がおりますので、そういう形で、あと事務方ときちんとした協議の上で、どのような形にするのが一番皆様、蕨崎だけでなく、様々これから多分年数がたてばたつほど、様々いろいろな外壁だとか、屋根ということは修繕にかかってきますし、きちんと10年なら10年でやったことによって、もちがよくなるということ、耐久性がよくなるという部分もありますので、そういう部分もやはり地区の方々、本当に考えてきて、考えていらっしゃるということを本当に受けてまいりましたので、そのあたりをきちんとした形で精査いたしまして、皆さんの要望にお応えできる、全部の要望にお応えできるとは限りませんが、なるべくそのような形で

考えてまいりたい、そのように思っています。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） ありがとうございます。何か隣にいる方がすごい力持ちだというふうなお話を村長がしておりましたので、隣にいる方は総務課長でございますので、担当する課でもあると思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、3 件目の有形文化財の修繕費の補助金交付の見直しということについて、お伺いをさせていただきます。

先ほど須岐神社につきましては、有形文化財ですよということでお話をいただきまして、これまで修繕に2 回の実績があるということで、産業教育常任委員会でもお話を承りました。

その中で村の文化財保護条例というのございまして、こちらのほうに管理または修理の補助というふうなことで第10条にございまして、こちらのほうには、そういうふうなものに対して補助ができるよというふうなことになっておりまして、これに伴いまして、村の保護条例施行規則というのがございまして、こちらのほうには、幾らの補助をするというのが一切記載がなされていないようでございます。

先ほどの集会所につきましては、集会所の補助の交付規則というのがございしますが、こちらの文化財につきましては、そういう交付規則というのはないのかどうか、最初にお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 今おっしゃるとおりで、そういうところを細かく決めている規定はございません。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） これまで2 回の維持修繕事業ということで、50万円とか10万円とかやったという実績がありまして、3 分の1 をお支払いしているというふうなご答弁をいただきましたが、この3 分の1 というものは何の規則によって定めているのかというふうなことで、先ほどの答弁では村の何か管理規則ですかね、補助金の、大衡村補助金交付規則というのがあるということで、答弁いただきましたが、こちらには3 分の1 という規則書かれておるのでしょうか。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 3分の1ということは記載されておられません。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 3分の1と補助金が決まっていないというふうなことですけれども、私も決まっていないなというふうに思いましたので、よその地区ではどうなっているのかなということで、ちょっと調べさせていただきました。

そうしましたら、隣の大崎市は、有形文化財等保護補助金交付要綱というのがございまして、こちらには2分の1を補助しますというふうな記載がなされておりますが、ほかの今大崎市だけじゃなくて、ほかの町村でもそういうのを定めているようですけれども、大衡村でもこのような形で定めて、先ほどの集会所と同じように、例えば2分の1でも3分の1でも、3分の2でもいいんですけれども、そうあるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） まさしくおっしゃるとおりだと思います。

今後、例えばなんですけれども、指定文化財修繕補助金交付要綱なるものを検討して、そして策定する方向で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさにそういう、今まであまりそういうのが文化財というのがなかったものですから、決めていなかったのかなと思いますけれども、これからもう1,000年以上も歴史のある神社でございますし、これからいろんな物件としてもたくさんあって、もしかすると修繕とか何かも必要になってくると思います。

大衡村に歴史と文化の薫るまちですよというふうなもうキャッチフレーズもあったような気もしたけれども、いずれ大切な文化財、なくすのは簡単ですけれども、やっぱり維持するということが非常に重要でございますので、今そういうのを作成して維持をしていくというようなことでございますので、その辺についてはぜひそのような方向でもっていつていただき、今須岐神社、先ほどお話をしたとおり1,000年もあって、氏子が何か200人を切っているというふうなお話で、修理するといったら、100万もかかればみんな出すお金も大変でございますし、村の指定文化財にはなっていますけれども、所有権は村にはないというふうなお話でございますけれども、いずれ村の大切な文化財でござい

すので、そのような形でつくっていただければ結構でございますので、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

また、大衡村には文化財がなくても何か33か所ぐらいいろんな記念の何か建っておるようなところもございますけれども、併せてその辺についても維持管理をして、村のそういうふうな文化財ではないにしても、歴史のものでございますので、そういうふうなものを教育委員会としてきちんと管理をしていっていただくような体制を取っていただくとありがたいと思いますが、その辺お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 須岐神社をはじめ非常に大衡村としてすばらしい施設であるとか、無形のものであるとかございますので、きちっと維持管理を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 今回一般質問をして時間内に終わるというのは、私初めてでございます。大変うれしいことでございまして、それだけ答弁をしていただく方々もいろいろ考えていただいて、答弁していただきまして大変ありがとうございます。

特に、蕨崎の集会所につきましては、本当に集会所だけでなく、ほかの地区でもいろいろこういうものが出てくると思いますが、今回400万円というのは一番の先駆けでございますので、ぜひいろいろ配慮していただきまして、地元負担が幾らかでも軽減されるようお願いしたいと思いますし、また須岐神社につきましても、その辺要綱、要領を決めていただいて、1,000年もある歴史のある文化財でございますので、引き続き早急に要綱の制定をお願いして、しっかり維持管理に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（高橋浩之君） 答弁は。

3 番（鈴木和信君） 答弁は要りません。

議長（高橋浩之君） 以上で、鈴木和信君の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

再開を1時35分といたします。

午後1時22分 休 憩

午後１時３５分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順位２番、文屋裕男君。

７番（文屋裕男君） 通告順位２番、文屋裕男です。一問一答方式でお願いいたします。

１件目についてです。企業誘致の現状と物流について伺います。

ＳＢＩホールディングスと台湾の半導体受託生産大手、力晶積成電子製造、ＰＳＭＣによる工場建設が、昨年９月に白紙撤回され、大衡村はもとより宮城県、宮城県とというよりも東北６県、日本中の自治体に衝撃を与えたということは、これは紛れもない事実だと思います。宮城県では、これからも半導体工場誘致を推進していくというのがありますけれども、村の対応をお聞きしたいと思います。

５つほど挙げておりますが、１つ目はみやぎ半導体産業振興ビジョンの内容を受けて、村ではどう考えているかということです。

２番目には、県では、大規模産業用地の確保を課題としています。村の対応をお聞きしたいと思います。

３番目に、松の平３丁目の用地が４月から販売と聞きますが、動きがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、４番目、物流、流通団地ですね、村内に開発する考えがあるかを伺います。

それから、５番目、河原・座府地区の都市計画の中で、工業用地の中に流通用地を設ける考えはあるかということです。

２件目、大衡村の未来の農業をどのように見ているかということです。

日本農業の後継者不足は言われて久しいわけです。このままでは、将来日本農業は衰退し、食料不足になるのではないかととも言われています。

本村も例外ではなく、確実にその方向に進んでいると思われます。私の地区では専業農家として働いている４０代は１人です。５０代も１人です。そのほかは７０代後半、あるいは８０代前半と高齢化が進んでいます。兼業農家の中には、現在の使用している機械が壊れた場合は、農業は続けないというのが主流であります。１０年後にはそのような現象が村内各地で見受けられるのではないかと考えられます。

このような中で、未来の大衡村の農業を村長はどのように見ているか伺うものであり

ます。

先ほど鈴木議員の一般質問にもありましたけれども、なるべく重ならないように質問したいと思いますので、よろしくお願いします。これも5つぐらい挙げております。

過去5年間農業後継者が何人就農しているかということです。

それから、2番目に地域計画のアンケート調査の結果と今後の方向性、結果と今後の方向性ですね。

それから、減反あるいは自己保全管理をしている農地を農業振興地域から外す考えがあるかということでございます。

それから、次に4番目として、現在の異常気象の中での稲作をどう考えているかということ。

それから、5番目に、限界集落の危機にどう対応していくか、どう考えていくか、対応して考えていくかということです。

以上、村長の見解を伺うものであります。

議長（高橋浩之君） 村長、答弁願います。

村長（小川ひろみ君） 文屋裕男議員の1件目の企業誘致の現況と物流について問うとの一般質問にお答えをいたします。

まず1点目のみやぎ半導体産業振興ビジョンの内容を受けて、村ではどう考えているかのご質問です。

昨年12月にみやぎ半導体産業振興ビジョンの中間案の説明が宮城県の担当者からありました。その際、これまで県と村が協力してきた路線を継続しつつ、県としては、半導体関連産業の誘致、集積が極めて重要との判断から、今後も積極的に進めていくという話を受けており、村としても継続してこれまで以上に誘致活動に力を入れ、新たな企業の立地決定時には、今回の経験を踏まえ、スムーズな操業開始に向けた関係各所への職員の派遣など、できる限りの支援を行えるよう、私も気を引き締めたところでございます。

2点目の県では大規模産業用地の確保を問題としているが、村の対応はとのご質問でございますが、現在のところ、半導体関連産業の立地に係る話があるわけではありませんで、具体的にどの場所をどのようにというようなプランはございません。

しかしながら、大手企業の立地白紙撤回の報道により、大衡村の知名度は格段に上がり、さらに、この第二仙台北部中核工業団地は、製造業、とりわけ先端技術産業用地と

しても適地との判断を受けたと思っております。

村井知事が目指す半導体工場の操業も視野に入れた道路や上下水道、高圧電力や工業用水などの産業のインフラの拡大、増強の必要性など、情報収集に努め、今後の動向を注視しながら、県等と連携をこれまで以上に密にしていきたいと思います。

3点目の松の平3丁目の用地が4月から販売と聞くが、動きがあるのかとのご質問ですが、いろいろな話が外から聞こえてはいるところではございますが、宮城県及び宮城県土木開発公社から、正式な話は現時点で村には入っているものはございません。

4点目の物流団地ですね、こちらを村内に開発する考えはあるかとのご質問ですが、現在のところ、村として物流、流通団地の整備をする計画はございません。

しかしながら、物流会社からの産業用地の問合せや、開発可能性用地の問合せ、会社独自での適地調査をされていることは、担当課において承知してございます。

また、最近の誘致活動では、製造業のみならず、物流系、不動産系の企業様にも訪問活動を行っておりまして、業界の動向やニーズの把握に努めているところでもございます。

5点目の、河原・座府地区の都市計画の中で、工業用地の中に物流用地を設ける考えはあるかとのご質問ですが、河原・座府地区に新たな地区計画を定めるため、これまで地権者の皆様と意見交換を行い、地区計画の素案をまとめてきたところでございます。

河原・座府地区、地区計画の土地利用の方針として、国道4号の拡幅による効果を生かし、集落や地域活動の維持のため、また地域のなりわいにつなげるため、沿道商業サービス地区と、工業流通地区を定めることとしており、それぞれの区域での物流業において必要な倉庫の建築が可能となる案としており、現在、宮城県と協議を進めているところでございます。

次に、2点目の大衡村の未来の農業をどのように見ているのかとのご質問にもお答えいたします。

1点目の過去5年間の農業後継者が何人就農しているかとの質問ですが、就農の定義は、相続就農や新規就農など様々なケースがあり、一概に何人就農されているかとの把握はできかねますが、認定農業者に限ってのお話ですと、令和2年度で3名、令和3年度で2名、令和4年度で2名、令和5年度で3名、令和6年度で2名の方々が新たに認定農業者として営農いただいているところでございます。

2点目の地域計画アンケート調査の結果と今後の方向性はとの質問ですが、昨年実施

しました農用地利用意向調査では、今後10年の経営意向では現状維持が54%、規模縮小、離農が40.9%と多く、後継者の有無についても、世帯内でありと回答が31.5%、後継者なしが65%という結果になっているところでございます。

先ほどの鈴木議員からの一般質問でもお答えしたとおり、このような結果を基に、地域計画策定のための協議の場を開催し、地域において保全すべき農地の線引きを行い、今回2回目の協議の場で目標地図を策定するものでございます。

この目標地図は、最終目標ではなく、新たなスタートとなる地図と位置づけておりますので、これから営農が効率的、省力化が図られるよう、都度協議、改定を実施してまいりたいと思っているところでございます。

3点目の減反あるいは自己保全管理をしている農地を農業振興地域から外す考えはあるかのご質問ですが、現在の大衡農業振興地域整備計画につきましては、平成8年に策定以来、転用等で除外した農地を除き、改定はされていない状況にあります。

今回の地域計画の目標地図を作成するに当たり、皆様から線引きいただいた中で、今後農地として保全は難しいと判断いただいた農地につきましては、一筆調査を実施した上でになるかもしれませんが、農業振興整備計画の改定について、宮城県と協議を進めたいと考えてございます。

4点目の現在の異常気象の中で稲作をどう考えているかのご質問ですが、ここ数年の海水温上昇と思われる局地的な豪雨や、異常な高温、豪雪、異常な天然現象が顕著に現れており、農作物にとっては大変厳しい状況にあることは、耕作者のみならず、消費者に対しても大きな打撃を与えているところでございます。

特に、稲作については、出穂期における適切な水管理が大切と聞いておりますが、その用水が高温になることで、米の品質に大きく影響し、その品質の低下が直接所得に影響していることは承知してございます。

そのため、宮城県では比較的高温耐性のあるつや姫の栽培を推奨しており、また、出穂時期をずらすための直播も推奨しているところですので、宮城県仙台改良普及センターやJAとも連携を密にしながら、農家の皆様が安定して稲作ができるよう、情報収集・発信に努めてまいります。

5点目の限界集落の危険にどう対応していく考えかのご質問ですが、私の認識では現在限界集落やそれに近い集落はないものと認識しております。

しかしながら、少子高齢化が今後ますます進み、若い世代が便利のよい地域に住むこ

とが進めば、当然大衡村のみならず、近隣自治体においてもそのような集落が増加することは懸念されていくと考えてございます。

そのためにも、村としては今後も企業誘致を進め、働ける場所の確保を図りながら、多くの村民が雇用されるような環境づくりと併せ、魅力ある大衡村を創出できるよう、市内一丸となって施策を考案し、議員の皆様方にもご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご協力をお願いいたします。

1 問目の答えになります。答弁になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 県の戦略ですか、ものづくりに適した宮城の立地環境と、これはみやぎ半導体産業振興ビジョンの中にございます。昨年の、答弁あったように12月にあったわけなんですけれども、立地の環境として宮城県のいいところはどこにあるかということがこの中に書いてあるんですよね。

その中で、宮城県としてこの立地条件として、これだけ有利なところがありますよというのが4つ書いてありました。1つが、土地が安価である。ほかから比べると宮城県の土地はまだ安価ですよ、安いですよ。それからあと、ぜいたくな工業用水、これは仙塩工業用水路、用水路道が通っています。そのことを言っているらしいんですね、ぜいたくな工業用水というのは。それから、人材が豊富である。それから、充実した交通インフラ、東京から新幹線で90分で来るんですよね。

そういうことをうたっているんだと思いますけれども、そういうことを挙げているということは、自前だからそんなこと言うかもしれませんけれども、仙台の北部第二工業団地が一番いいんじゃないかなと、私は見ているんですよ。その工業団地も先ほどの答弁の中にもいろいろありましたけれども、いろんなものが整備されてきて、土地区画もどんどん整備されてきている。

そして、今現在販売している第二仙台北部工業団地の中で、空いている土地少ないんですよ、もうね。どんどん入ってきている。そんなような状況から見ると、やはりこの第二仙台北部工業団地というのが一番適しているかなというふうに思うんですけども、村長の考えとしてはどう思っていますかね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほども一度目の答弁でお話ししたとおり、第二仙台北部工業団地、こちらは半導体産業が白紙撤回になったものの、この団地が、インフラ整備が、今文屋

議員が言ったように、工業用水、そして高圧電力、そして都市ガスと備わっている団地というのは、まず東北の中でもほぼないというところを、皆さんに全国的に広めていただいたことは確かでございますし、また、大衡村というこの知名度も半導体でいきますと宮城県大衡村という形で出てくるような形になりましたので、本当に全国的に様々なところ、私もいろいろなところを歩いた中でも、大衡村ですと言うと、あの半導体、もしかしていろいろあったところですねという形で今は言われますけれども、そのような形で、知名度を上げていただきましたので、知事もここが一番のところだと自負しておりますので、私もとても優秀な、そしてこれからどんどん何かが来るような、とても大きなものがもしかすると来るかもしれない、そのような形で捉えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） もしかするとじゃなくて、必ず来ると思ったほうが。

というのはですよ、必ず来ると思うと必ず来るんですよ。もしかするとなんて言っていると逃げていくんですよ。もしかしたらじゃなくて、必ず来るという心構えでセールスをするということが一番大事なことなんです、私は。

それから、近隣の市町でも工業団地もどんどん整備してます。ですから、そういう団地とも競合するところも必ず出てくると思うんですけれども、ただ、この半導体工場の先はどこを見ているかという、県ではやはりこの第二仙台北部工業団地、つまり自分たちの県と土地開発公社で造っている盤ですからね、ここは全部ね。

ですから、やはりそこのほうを向くというのは自然かなというふうに私は思っていますけれども、その隣市町との工業団地との競合、競り合い、そういうものを考えると思うんですけれども、そういうところはございませんかね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 文屋議員から必ず来ると、そういうセールスが大事だと思いますというお話をいただきました。本当に力強いお話をいただきました。

実を言いますと、私はいつもそう思っておりますので、本当にまた力強くそのように言っていただきましたので、これからも企業誘致、こちらには私も一丁目一番地と申しますか、企業誘致にはとにかく力を入れていくということを、様々な場面でお話をしておりますので、夢は言葉にしなければいけないということがございますので、そのような形で企業誘致を進めていきたいと思っております。

また、隣の市町との競い合いといいますか、そういうような市町とのやっぱり競争とか競合とかというお話だと思いますけれども、やはりそのあたりは、お互い様々な考えの中でやっておりますので、競争してどうこうとか、そういうようなことは、心の隅のどこかには幾らかはあるかもしれませんが、そこを前面に出してやっていくというような、そのような考えはございません。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） なるべくけんかをしないようにやってください。隣も大事ですから。

それから、2 番目に入りますけれども、大規模工業用地ですか、産業用地、県では課題としているということが新聞に載っていました、それ。新聞に載っていたところを私ちょっと見たもんですから、その辺をお聞きしたいと思うんですけれども、大規模用地というと、まさに P S M C が撤回した土地ですね。

その撤回した土地、それからあとこれから質問に入っていきます松の平 3 丁目の中のできた 30 町歩の中の半分ですよ、あれだけ広い用地、1 か所にやっぱり 15 町歩見るといって、すごく大きく見えるんですね。あそこを見たときに当時の役場の係の方が、こんなに広いところに来る企業というのはあるんですかねと私聞きましたらね、いや、こういうところに興味持っているところあるんですよというんですね。

ですから、そういうところを聞くと、県で心配しているようなこともないんじゃないかなと思うくらいに私思うんですけれどもね。その辺いかがですかね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、今回白紙撤回になった土地は約 20 ヘクタール弱です、ないです、17 とか 8 ぐらいのところになっていますし、あとインター下りて、松の平の用地は 45 の整備の中で、30 ヘクタールの分譲ということで、もう 1 か月を切って 4 月に分譲という形になっております。

その中で、やはり注目している企業様、大手の企業様、そういう方はいらっしゃるのではないかと考えてございます。そのところは、しかしながら、今の段階で私たちのところに、様々なお声はあるという情報はありますけれども、確定したものはないのでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 中央平の土地は 20.97 ですから、約 21 町歩あるんですよ。ですから、松の平よりも広いということなんですけれども、あれ分かれているから、そんなに広く

見えないんだと思うんですけども、それぐらいありました。

それからあと、県で大規模の用地がちょっと心配だということをちょっと言っていますから、私のほうは大丈夫ですよというぐらい、こちらのほうから言ってやると県でもこっちをずっと向いてくれると思うんですよ。

それは、やっぱりセールスのいいところだと思うので、村井知事にそういうことでちゃんと言って、そして、大衡では大丈夫です、どうぞ引っ張ってきてくださいと言うくらいやってもらおうと、私はいいと思うんですけどもね。それはそれでいいと思います。

それから、あと今言った30町歩の中の15町歩、大きなところ、4月から販売ということで、いろいろわさもあるという話なんですけれども、もちろん村長としては決定しない限りここで発表することできませんから。ただ、話がありますよと。何件ぐらいそういう話、件数だけでいいですから、お聞かせ願えませんか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 件数のほうも本当にはっきりしたことないと、本当に分かってて言わないんじゃないかなと、もうそういうような推測の中で、多分ご質問だと思うんですけども、本当にそちらのほうはまだまだ分からないというのが今の現状でございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 分からないこといつまで聞いても終わらないので、これでやめます。

それでは、次流通関係についてお話をお聞きしたいと思うんですけども、北部工業団地、もう大分前に出来上がりました。そのときに、流通団地も一緒に造ったことは皆さん覚えていると思うんですけども、ただ、流通団地の中に東京エレクトロンが入ってきた。それで、流通団地がもうまるっきり、あれ足りなかったんですよ。後から造成してまで、今そこに東京エレクトロンが営業なさっているんですけども。

そうしましたら、じゃあ流通関係の人たち、物流関係の人たちどこへ行ったらいいかということで、いろいろ探して歩いて入ったそうなんですけれども、今は北部工業団地の中にも入っていますよ。ですから、それだけ流通関係の人たちの入るすきが、もう目いっぱいになっているのかなというふうに思うんですよ。

そういう中で、今度は第二北部工業団地の中に、こうして工場がどんどん入ってきている。この間の説明では、イズミテクノがすぐ隣の土地を買ってまた増設するような形になってきている。あるいは、あそこは何でしたっけ、北部工業団地の中で空いているところにも、今現在話があるということをこの間聞いていたんですけどもね。

ですから、今残っているのは4つぐらいですかね。1、2、3、4つぐらいかな、あるの。それぐらい、松の平3丁目の3割、ビューテックの隣のですか、ビューテックの隣に何かもう入るぐらいの話があるということ。

それから、あと残っているのが、すかいら一くの隣。それからあとCKDの隣。それから、中央平なんですね、残っているのね。中央平1つにしたらば、3か所しかないというのが、残っているの。それぐらい企業が張りついているような状況になってきている。

そうすると、これに関する物流というのもまた出てくる。そうした場合に、やっぱり物流というのは非常に大事なことになるんじゃないかなというふうに思うんですけども、村では団地を造る計画はないということなんですけれども、それでも間に合いますかね。

例えば、次の段階にも入りますけれども、河原・座府地区の中に工業用地の中にもありました、やっぱり流通関係の、物流のことも入れると。ただ、狭いんですよ。そんなに広くはないんですよ、あそこ。というのは、地元の人たちの考えが入ってくると、どうしても縮小しなくちゃなくなってきた。そしたらその中で本当に間に合うのかなということが、私危惧されるんですけれども、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 大衡に来ていただく企業様、文屋議員の言ったように、イズミテクノも今増設して、隣の敷地も増設の形で企業を大きくしているところでございますし、原田も今とても大きくしているところです。また、ビューテックの隣はグローテックが、ちょっと離れてインターの前のグローテックが2つ目として、そちらの用地をお買い求めになったということで、ほぼあの辺りのところは本当に全部埋まっているところというところでございます。

これから松の平と、それから白紙撤回になりましたあそこのところの用地と、あと今回、文屋議員も言ったように河原・座府地区のこの地区計画によって、工業団地、物流系とかそういう部分も入れるようなところになります。

また、沿道サービスというところもありますので、その沿道サービスもどのような形か、これから活用の方法も出てきます。両側が全部沿道サービスという形になりますので、その部分もどのような方が来ていただけるかまだ分からない。4号線拡幅がまずほ

ば、今回の予算が十分につきそうであります。本当に頑張った成果だと思うんですけども、そういうような形で多分毎日毎日通られる方は分かると思うんですけども、本当に日に日に毎日違うような4号線の、本当に進捗状況が目に見えるような形になってございますので、そのあたりもこれから本当に目まぐるしく変わっていくのではないかな、あろうと思っております。

また、企業、様々な開発企業様が、その方々が目をつけているところもございまして、その部分がどのような形になっているのか、そちらも動向をきちんとキャッチしながら、やはり私どものほうも考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 今の答弁で思ったんですけども、沿道サービスのところにもそうしたものが張りつく可能性もある。その辺、どれぐらい想定されているのか。あるいは、五反田地区のあそこも沿道サービスありますよね。そこにもそういうことを想定されているのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 五反田につきましては、まだちょっと土地の買収だとか、様々な部分がちょっと分からないところでありますので、沿道サービスも物流だけじゃなくて、薬局とか様々なそういう商業系とか、そういうものも含めた中で、何が来るかが分からないというところ、やはりそのニーズに合わせた企業様、進出する方々は、ニーズやいろんな動向をキャッチした上で、自分たちが入ってくると思っておりますので、それもまだまだ私たちのほうでもつかんでいないというのが実情でございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） ということは、沿道サービスをしているところには、物流が来てもいいんだよと、そういうふうに思っているんですかね。その辺どうなの。五反田のほうは駄目、あるいはこっちはいい、そういうふうになっているのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 河原・座府につきましては、沿道サービスについて物流とか、あと薬局、様々なところはいいんですけども、五反田については、沿道サービスについては、物流関係は駄目というか、その規制はあるところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 分かりました。

それでは、2 件目のほうに入りたいと思います。あまり詳しく聞くと、ね。

大衡村の未来の農業をどのように見ているかということで、鈴木議員もよく聞いたんですけども、私は私なりの聞きたいことがありましたので、その辺をお聞きしたいと思います。

過去 5 年間、後継者、農業後継者ですか、何人就農しているかというふうにお聞きしましたところ、認定農業者に関してのお答えでございました。認定農業者が 5 年間で 14 名ですか、14 名の方が認定農業者として営農されております。

大衡村の農業を背負って立つ方です、この方は、認定農業者ですから、そういう方々にこれから頑張っていただくわけなんですけれども、この十何名かの認定農業者、この方々、今度は逆にやめた人もいるわけだね、5 年間の中にね。出生率と死亡率みたいなもんだけれども、その辺どのようになっているかお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、5 年間の中で、先ほど令和 2 年度で 3 名、令和 3 年で 2 名という形で、令和 4 年 2 名、令和 5 年度で 3 名、令和 6 年度で 2 名という形で、認定農業者の方々はお話しさせていただきましたが、この方々につきましては、今まだやっている方々であります。

その以前の方々は、やはりそのところは何とも仕方なく認定農業者から外れているという方がいらっしゃるところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 何名かというのは分からないですか。その辺、5 年間でやめた方。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） では、浅野課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 5 年間で、延べで申し上げますと、2 名の減、2 名の増となっております。ですので、12 名、5 年間で増えたのに対して、10 名の方が認定農業者からやめられているということになっております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） なかなか厳しいですね。12 名増えたから喜んでましたけれども、やめた人 10 人いるということね。やっぱり日本人口と大体同じで、少子化になっていくのと大

体似ているなあというふうに私今聞きました。

でも、やっぱりこれはしょうがないですから、何ぼ村長頑張ったって、なかなかできるもんじゃないですから、これ。それはしょうがないと思います。

そして、その先にはやっぱり地区計画があると思うんですよね。私の地区に説明に来られたとき、部落の人が私と同じような考えを持っている人が一生懸命しゃべっていました。その方のおっしゃることは、とにかく構造改善した田んぼ、大森地区は構造改善しています。まだ構造改善しないところもあります。その構造改善しないところでも農振地域の中に入っているんですよね。

ですが、やはりそういうところはなかなかこれから農業を続けていくのに難しいところなんですよ。だから、そういうところは全部抜いてもらえというね、大きな声でお話しになっていましたけれどもね。

今最初に申し上げましたけれども、専業農家やっている方、40代で1人なんですよ。50代、1人なんですよ。その方以外に、これからの今後10年後の農家をやるという手を挙げている人もまだ1人もいないんです。この10年間に出てくるかもしれませんけれども、先ほど言いました10名増えて、12名になったけれども、結局は5年間で2人しか増えないという状況、そんな状況になってくると思うんですよね。

ですから、その大森地区の水田を今のままに持っていくのには、構造改善したその土地以外はちょっと無理なんではないかなというのが、やはり部落の人たちの考えのような、ほとんどの方がそのように考えているようです。ですから、私は減反や、自己保全管理をしているところは、農振地域から外したほうがいいんじゃないかなというふうに考えているんですけれども、村長はどのように考えますかね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 地域計画今回いたしまして、様々な方々のご意見をいただいているところでありますし、その結果を基に、先ほど答弁でも言いましたけれども、今日と明日とですか、そのような形で協議の場、様々な協議の場を設けさせていただきますので、一概にここでどうこうということは、今の段階では言えかねます。

やはり皆さんの声を、地域計画としていろいろ色づけしまして、地図にも起こしました。その中でこれからどういうふうにしていくか、皆さんの声をどのような形で捉えていくか、そして、村としてどういうふうにしていくか、そして、農業今従事されている方々がどのようなお考えを持って、今の段階では先ほどもアンケート調査もやりました

けれども、今の段階では機械が壊れるまでとか様々な、今自分ができるうちはする、後はどうなるか分からないとか、まだまだ5年先、10年先の方向性が分からない方々がたくさんいらっしゃいますので、そちらを集約した中で、いろいろと決めていかなければならないことになるのではないかと考えてございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 地区計画の最終案というのは、まだまだできることでもないでしょうし、協議の場というものをこれから何度も設けて、そしてやっていくというその姿勢は正しいと思います。いつどこでどのように変わるかもしれませんね。ですから、やはりそういうところも住民の皆さんの考えを受け入れて、そしてやっていかなければならないというふうに思います。

その中で、減反あるいは自己保全管理しているその土地、今現在ですよ、そういうところについて、農振から外す、これは村独自でできるものじゃないですからね、これはね。県との協議もあると思うんですけれども、外すということをやはり訴えなければ、県で動かないと思うんですよ、こちらからね。こういうわけで、こうなだから外したいんだということを、こちらから言わないと県では絶対動きません。

ですから、大衡村としてはこういうふうに、もうみんなが思っているんだと。もう何ぼ頑張っても、もとの田んぼに戻すことできないような状況なんだと。あるいは、一度も田んぼにしていなかったけれども、農振地域の中に入ってしまったところもあるんですよ。一度も田んぼ作っていないんですよ、そこは。そういう人たちの中から、何で田んぼにもしないのに農振地域になるんだというお話もあるんですよ。

ですから、そういうこともやっぱり県のほうにお話ししないと、黙っていても絶対これは動かないと思うんですよ。その辺の考え、あるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほども言いましたけれども、やはり県のほうには村としてこうだということを言う前に、農振地域になっている方々、そういう方々とか様々な方々の協議の場、そちらできちんとした話をした上で、県に言うことは言わなきゃいけないこともあるかもしれませんけれども、やはり協議の場を大優先として、これからの5年後、10年後の大衡村の農業の形、農地の形、そして先ほど鈴木議員にもお話しいたしましたけれども、やはり荒れた耕作放棄地ですか、そういうところにつきましても、これからどのような形で活用ができるものなのか、それとも本当にもう活用しないままでやって

いくのにも保全会の方々のお力をいただいて、草刈り、そういうような管理をしていただくことができるものなのか、そういう部分も含めながら、これから考えてまいりたいと思ってございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 先ほど申し上げました一度も田んぼとして利用しない土地、そういうのもあると言いましたし、それから柳の木がもう生い茂って、どうにもにつきもさっちもいかない、田んぼになんかもう戻せないというような、そういうところもあります。それもみんな農振地域の中に入っていて、転用するのに転用できないというような状況になっている。となると、やはりそういう人たちのことについては、県のほうに働きかけなければならないのかなというふうに私思いました。

それで、その後に一筆ごとにそういうことがあるならば相談しますよということを書いてあるんですよ、ここにね、一筆ごとにね。例えば、私が実はここの田んぼをもう耕作しないんだと、何とか別のものに使いたいんだけど、もう農振地域の中に入っていて手もつけられないんだと、何とか転用できないかというようになった場合には、そのお手伝いというのは村ではしてくれるんですか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 浅野課長のほうから答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長 ご存じのとおり、農地には1種農地と2種農地というものがございますので、その農地の種別によって、転用が確実にできるものと、できないものというふうに分かりますけれども、そこは一筆ごとにご相談いただければ、村から県に転用可能な農地なのかどうかというのは確認をさせていただくようになっております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） ということは、その地主の方が役場に来て、産業振興課に来て、ご相談すればいいということで、それで結構なんですと私は理解したので、それで終わりたいと思います。

それでは、次、異常気象、この夏の猛暑、この猛暑の中で稲を作るということは、ここ2年経験したわけなんですけれども、やはりそういう猛暑の中での稲作というのがなかなか難しい。乳白米が出て、二等米がうんと多くなってきたという、私のうちでも今まで二等米なんて出したことないんですけれども、ここ2年間ずっと二等米です。

ですから、米づくりの難しさというのがここに出てきているんだと思うんですけども、村長の答弁の中には、つや姫という問題が出てきました。それから、直播というのが出てきました。

集団でやられている方の中で、何ていいますか、やっぱり全体的に面積が広いもんですから、やはり早く刈る稲と、中で刈る稲と、それから後から刈る稲と分離して田植えをしているということを多分ご存じだと思うんですけども、みんなそんなようにして、少し期間を長くして収穫するということを心がけている。

一番最後に刈るのに一番適しているというのが直播というふうになるんですよ。一番最後に登熟するということで、ほとんどのそういう組織の中で直播というのは入れているんですけども、私たちは今から二十五、六年前ですかね、佐々木議員も一緒に行ったんですけども、岡山まで行って、乾田直播というのを見てきたんですよ。当時、二十五、六年前にもう岡山では乾田直播というのをやっていたんですけども、今そのことやられているのを登米でもやられていますし、そういう話を聞いています。

ただ、ここでやっている直播というのは、代かきをして種もみをまくというのが普通のやり方なんですよ。乾田なんです、乾田、代かきしないんです。代かきをしないでそこに種をまく。種をまいて、そして秋の収穫を迎えるというのが乾田直播というんですけども。

でも、それはもともと水稻ですから、水がなければ育たない。ですから、種をまいて芽が出てきたならば水を張るということなんです、今度はね。それが乾田直播と。村長が答弁でなさったのは、普通の直播だと思うんですけども、私が言いたいのは水を入れない乾田なんです。水を入れない乾田、お分かりですか。何て言うんですかね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 村として、直播している方々のところも見に行ったこともございます。

乾田直播ではないというお話ですので、多分それが乾田直播ではないと思う。大衡村でも直播をやっている方はいらっしゃいます。乾田もしている方もいらっしゃいます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 乾田直播というのは、最後まで水を入れない、全部、違う、ちょっと待って。

議長（高橋浩之君） 答弁を求めます。村長。

村長（小川ひろみ君） 大衡でやっている方は、水も張る直播でございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） マイコス米というのを、マイコス米って聞いたことがありますか。ここに
あります。マイコス米というのここにあります。この方ね、大変几帳面な方で、前年に
本当にほんの少しだけあぜ、あぜにまいた、あぜにだよ。30センチか40センチしかない、
あのあぜに3ジョウだけまいたんです。3ジョウだけまいてやってみたんです、1回。

でも、コンバイン入らないんですよね。それで草刈機械で刈ったそうです。それを反
省して、次の年に酸性の田んぼにこのマイコス米をまいたんです。このマイコス米とい
うのは、水全然かけないの、秋まで。水をかけないと、ほとんどかけないと言ったほう
がいいんだね。絶対かけないとは言わないんですけども、ほとんどかけないと言った
ほうがいいです。

多分、それで見られます、マイコス米というやつ、出てきます。ちょっと調べてみて、
見たほうがいいですよ。これ画期的だと思うんですよ、私。このマイコス米というのは。

2つの例を挙げてみますけれども、北海道から沖縄までやっているんだよね、これね。
北海道から沖縄まで全部やっています。沖縄の石垣島でやっているんですよ。石垣島で。
その石垣島のやつをちょっとお話ししますと、ビールの使い終わった酵母でその種を処
理するんだね。そして、その種をまくんですよ。

設備が大体40%くらい全体少なくすることができるんです。そして、労力70%減らす
ことができるというんですね。それから、これ自然関係なんですけども、田んぼを作
るとどうしてもメタンガスが出てくるんですよ。87%減量できる。

それぐらい何ていうか、画期的な作り方で、石垣島の場合は、温暖化で再生二期作と
いうのをやっているんです。分かりますか、再生二期作って。稲刈ると、そこからまた
芽が出てくるんですよ。ところが、あっちは暖かいからそれがちゃんと実ってくるん
ですよ。ですから、収量も1.5倍になるという話なんですけどもね。私、見たわけでは
ないから、ただそのデータを見ただけなので、分からないんですけども。

なぜ水をかけずに秋まで実るかという、マイコス米というのはマイコス菌という菌
根菌というんだそうですけども、それを種にまぶす。沖縄の場合はビールの酵母です
けども。このマイコス米というのは、マイコス菌というのを種にまぶすんだそうです。
そして、種をまくのもトラクターじゃなくて、手で押してずうっと、小さい種まきの機
械で。それでも大分労力が減るということで。

そして、草との戦いですから、芽が出る前にちゃんと処理をするということで、一応

中には除草剤に強い畑の草もありますので、残るそうですけれども、結果的には稲刈りには邪魔にならない。そういう状況です。

そういうのね、今度私そういうことを言っているのは、山形でもやっていますからね、ですから、そういうのを認定農業者の皆さんに行っていただいて、見学していただいて、勉強していただいて、大衡村の農業を守るためにも、そういうのを参考になさってはいかがでしょうかということでした。少し長くなりましたけれどもお願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） マイコス米という、本当に勉強させていただきました。

そんな中で、認定農業者の方々に山形でもやっているということでございますので、研修という機会を設けたほうがいいではないかというご質問だと思いますけれども、そういうことはとても大事なことでございまして。

また、高温障害に強い、これから注目したい米の品種、そういうものも勉強したり、様々なことをしながら、今これから、稲作、水稻、そういうものをするに当たって勉強しなければ、高温障害に勝てる稲作という部分をやっていかなきゃいけないと思いますので、そういう部分も勉強していただきながら、私も一緒に勉強しながら、これから大衡村の農業、様々な部分でササニシキだったり、あと今何でしたっけ、ひとめぼれ、それからつや姫という部分が大衡村ではほぼ作っている方が多いですけれども、そんな中でも今注目したい品種なんかも、私もいろいろ見ていたらあって、青森県だとはれわたとか、あと秋田県ですとコシヒカリも、新潟ですか、コシヒカリ、あと秋田だときらめき、サキホコレとか、しふくのみのもりとか、様々な品種がありますので、そういうようなことが本当に大衡村として何が適しているかもいろいろと勉強しながら、今後の農業の在り方をやっていきたいなと思っております。

そして、認定農業者の方々にもそういうような情報提供、様々なことをしてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） マイコス菌というのは、根を活性化させて、見ると根が物すごく太いですよ。ちょうど畑の作物みたいに太くて、そして土に潜っていくんです、伸びていくんですよね。

ですから、水稻の場合だと引っ張ると抜けるんですけれども、絶対抜けませんから。それぐらいぎっしりと根が張っているんです、ぎっしりと。ですから、スコップで掘ら

ないと掘れないというような状況。だから、水なしでも地下水、地下の水分を吸って稲が育つというような状況になるそうです。

鳥取県の例を言いますと、鳥取県物すごい干ばつだったそうです。ですから、そのときには一度だけ水を走らせた、水をかけるんじゃないくて水を走らせたというような、それで十分だったという例もありました。

ですから、水がなくて米ができるなんて今まで考えたことはなかったんですけども、水稻ですからね、水の稲と書くんですから。ですから、もう水なくて出るなんていうことはもうほとんど考えられなかったんですけども、非常にこれは勉強になる。これはもう世界中でやっていますから、この技術は。

ですから、1人20町歩が限界だと言われた方でも、言われている方々でも、30町歩ぐらいできるそうです、1人で。そうですから、そういうことになると、2人でも大丈夫、大森はできるという感じはするんですけども、全部が全部それにできるということはまず考えられませんけれども、そうした技術というのはやっぱりこれから取り入れていったほうがいいかなというふうに、私思ったもんですから今日お話をさせていただきました。それでは、後で答弁願います。

議長（高橋浩之君） 時間ですけれども、答弁、村長。

村長（小川ひろみ君） すばらしいですね、提案、そして水が要らない水稻というか、そういう稲作ですね、そういうことが本当に大衡村でできるものなのか、ポンプアップせず、水を使わないでとなると、大豆作るよりそちらのほうがいいんじゃないかなと今ちょっと聞いた中では、そのように思ったところでございます。

これから、条件によって様々なことがありますけれども、条件によってそれが適していれば、マイコス米というんですか、こちらが適してあるのであれば、そちらを推奨してやってくださる方もこれから、どのような形、結局、刈取り様々あと植え方とか様々勉強もしていかなきゃいけませんし、そういう部分で刈取りの本当に根が強いという部分もありますので、今度機械的にどういうものを導入しなきゃいけないのかとか、そういう新しいものに取り組むべきときには、新しいものもいろいろと購入したりとか様々準備しなきゃいけない部分も出てきますので、そういう部分も考慮しながら、これから大衡の農業も考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 以上で、文屋裕男君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。これで本日の一般質問を終わりとし、引き続き明日も一般質問

を続けることといたします。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後２時３４分 散 会